

---

令和3年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第5日)

令和3年3月16日(火曜日)

---

議事日程(第5号)

令和3年3月16日 午前8時55分開議

- 日程第1 一般質問
1. 中田 元 議員
  2. 桜下 善博 議員
  3. 庭田 英明 議員
  4. 藤升 正夫 議員
  5. 大庭 澄人 議員
  6. 大多和安一 議員

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 中田 元 議員
  2. 桜下 善博 議員
  3. 庭田 英明 議員
  4. 藤升 正夫 議員
  5. 大庭 澄人 議員
  6. 大多和安一 議員

---

出席議員(12名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 桑原 三平君  | 2番 三浦 浩明君  |
| 3番 桜下 善博君  | 4番 松蔭 茂君   |
| 5番 中田 元君   | 6番 大多和安一君  |
| 7番 河村 隆行君  | 8番 大庭 澄人君  |
| 9番 河村由美子君  | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	榎木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	山本 秀夫君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君			

---

午前 8 時 55 分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第 1. 一般質問**

○議長（安永 友行君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。1 番目の通告者、5 番、中田議員の発言を許します。5 番、中田議員。

○議員（5 番 中田 元君） 改めて、おはようございます。それでは、質問の前に一言申し上げます。先日、3 月 11 日は、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災発生から 10 年を迎えました。犠牲になられた方々に対して、改めて哀悼の意を表すとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、本日、1 問、通告しております。除雪についてを質問したいと思います。

毎年 11 月になると、吉賀町除雪計画書が作成され、除雪方針が示されます。この会議には、町長、教育長、総務、建設水道課、津和野土木、広域消防、警察、学校長会、町内 5 地区の自治会長の皆様、そして、議会代表も出席させていただき、方針の決定がされます。

除雪方針の趣旨は、道路は常時一般の用に供するものであり、特に積雪時における主要道路、日常生活の安定上、欠くことのできない道路及び通学路の通行は常に安全な状態に保たなければならない。したがって、これらの道路の交通を確保するため、鋭意、除雪を行い、もって町民生

活の安定と産業の停滞防止に寄与せんとするものである。この除雪方針として、1として、車道除雪は、町道で車両の通行できる路線及び私道を除く農道、または耕作道で、以下の条件を満たす道路、①として、車両の通行できる路線、②、家が建っている路線、③、舗装がしてある路線。歩道除雪については、町内5地区の学校を中心として、歩車道境界ブロックにて分離された歩道を除雪するとあります。

この除雪対象路線は、車道については、国道1路線25.6キロメートル、県道7路線68.5キロメートル、町道1級5路線26.7キロメートル、2級16路線39.5キロメートル、その他174路線94.1キロメートル、町道計が195路線の160.3キロメートルとあります。合計で203路線254.4キロメートル、歩道は、国道1路線26.6キロメートル、県道が4路線10.2キロメートル、町道13路線5.1キロメートルです。

除雪体制として、出動基準は、車道が降雪時、新雪が15センチに達すれば除雪を開始する。豪雪時、これは50センチ以上ですが、優先道路、1級、2級から除雪を行う。歩道については、降雪時、新雪が20センチに達すれば除雪を開始するというようになっております。

なぜ、私がこのようなことを述べるかという、今年1月7日から9日の大雪で町道の除雪について、多数の方からの電話で評価または苦情等をお聞きしました。

評価としては、今年の除雪で柿木、七日市、六日市の市街地の除雪を実行していただいたことです。住民の方もですが、通院、通学、買い物など、町民全体が助かったと言われていました。今回のような豪雪時、50センチ以上ですが、国より交付金が出ますが、今後は豪雪でなくても住民が多数利用する市街地は除雪できるような予算配分をお願いしたいものです。

苦情としては、地区によって積雪量が違うかも知れませんが、私の住む幸地地区は、7日の夕方が25センチから30センチぐらい、8日は50ないし60センチぐらいありましたが、除雪車は8日の昼過ぎでありました。しかし、近所に除雪は来たが、今年は私の前の通路の除雪をしないで帰ったなど、苦情電話が多数寄せられました。私は、既に帰路についていた車両を追いかけ、除雪依頼を行った次第であります。

翌日、沢田地区に行ってみると、塔尾橋の上は車道の両サイドは除雪し、真ん中に山なりの雪が残っており、このような除雪の仕方は今まで目にしたことはありません。沢田線に入ると、除雪はずさんで、対向車が来ると離合場所もなく大変だと感じました。沢田配水池線は除雪が全くしてないため、住民に聞くと、業者は、この路線は除雪することを依頼されていないと言われたとのことでした。私はすぐに建設課に電話連絡して、昨年まで除雪していたのになぜしないのかお聞きし、夕方、除雪されたそうですが、除雪はずさんで車両が立ち往生し、近所の人を手助けをしたと、私にまたも電話報告がありました。馬橋線も橋上除雪がしてなく、通行不可能でした。ほかにも枝線（指月神社線）も除雪してなく、住民が手掘りを行ったと言われていました。また、

町道広石線も除雪がずさんで路面は悪く、対向車が来ると離合場所がないと住民が言われていました。九郎原地区の常国溝手線も除雪が今までよりもずさんであったとの苦情を聞いています。

私も町内全域を調査したわけではありませんが、全体的に評判が悪かったような気がいたします。幸い、登下校する児童生徒の安全に関する情報は入ってきませんでした。私は、これらの苦情等の状況は、全て除雪対象路線であること、新雪の深さなど、除雪出動基準を満たしており、除雪作業の対象になることから考えて当然の意見といえます。その上、除雪作業の結果が二次的な交通など被害を起しかねない状況であり、除雪の趣旨の安全な状態を保つことに反しているということが最も大きな問題です。

そして、何より体制の最初に除雪計画を読み上げましたが、問題は、この除雪作業が国の支援事業であるとはいえ、町民の血税を使用するものです。委託業者の選定の仕方、契約内容、遂行状況の方法などを明らかにしていただきたいと思います。そして、課題があるとすれば、それを明らかにした上で、今後の除雪事業について整理していただきたいと思います。

最後に、業者の方々並びに担当職員さんも、昼夜を問わず除雪作業に当たられたことには敬意を表し、私の質問を終了いたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、改めておはようございます。本日もどうかよろしくお願いたします。

それでは、中田議員の除雪についてということについての御質問にお答えをしたいと思います。

今季の降雪につきましては、平成30年1月から2月にかけて凍結被害が発生した大寒波以来のまとまった雪となりまして、平野部でも50センチを超える大雪となったところでございます。

近年、連坦地区の除雪作業を実施しておりませんでした。六日市地区、七日市地区、柿木地区の3か所において、それぞれ除雪作業を実施いたしました。この作業は、豪雪時の対応として実施したものでありまして、今後についても、同様に積雪が50センチを超えた場合に豪雪対応として実施させていただきたいというふうに考えているところでございます。

御質問にございます委託業者の選定、契約の内容、遂行状況についてお答えをしたいと思います。

まず、委託業者の選定の仕方は、業者の所在地を基本に選定をしております。

契約内容につきましては、契約機種ごとの時間単価で契約をしております。

遂行状況ですが、指定した町道について除雪をしていただき、1日の作業終了後に作業日報を提出をしてもらい、こうしたシステムでございます。

次に、苦情と除雪状況についてでございます。

担当課におきましても、多くの苦情の御連絡を町民の皆様からいただきました。まだ来ない、

路面が悪い、狭い、こうした内容が大半でございました。

議員御指摘の苦情と除雪状況につきましての原因は、具体的には様々でございます。よって、一つ一つの御回答は控えさせていただきまして、全体的な考え方について述べさせていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、町としても今回の苦情や除雪状況を重く受け止めているところを、まず申し上げておきたいと思っております。

除雪作業の状況は、その時々のお気象状況に大きく左右され、今回の降雪のように最低気温が氷点下4度を下回る状況下で降雪も連動いたしますと、とけることなくそのまま積もってまいります。このような場合、路線ごとに一度作業を行えば除雪が完了するというわけではなく、作業の先から積もっていきますから繰り返しの作業が必要となってまいります。しかしながら、約100キロメートルを大きく超える道路延長を除雪するわけでありますので、おのずと限界がございます。

また、昨今の除雪需要につきましては、吉賀町役場自体や民間なども含めた各部門からの除雪作業の、そうした量の増加も見逃せない重要な要素となっております。

今回の積雪を町民の皆様にお不便をおかけせずに除雪するには、町と業者が保有しております除雪機械の台数では難しい部分もあったかと思われまます。機械の数だけではなく、業者の受け入れ、オペレーターの確保など、作業環境を整えるためのハードルは高く、様々でございます。業者は町道除雪のみでなく、国道、県道の除雪も請け負っております。業者によっては、民間の除雪作業も請け負っているところもあるようでございます。その作業に見合うオペレーターが必要となるということでございます。

さらに、除雪作業は冬季のみでありまして、毎年の降雪量は大きく変化いたしますから、数年に一度の降雪に、豪雪も備えた最大公約数での除雪体制の構築は、温暖化の影響の中にあって、年々、降雪量が減っている現状、これを鑑みますと、財政的、あるいは人的な体制を常時確保、維持するには、あまりにも負担が大きいと言わざるを得ないと思っております。

今回、町民の皆様からお寄せいただきました様々な課題に対応するために、いまできることということで申しますと、現在、保有しております機械を最大限利用すること、除雪作業の無駄を検証するとともに、効率のよい除雪作業を実現することではないかというふうに考えております。そして、何より町民の皆様のお御理解と御協力が欠かせないものと考えております。

冬季間における町道の安全、安心な交通の確保に向け、いただきました御意見を糧に、除雪作業のあり方について検討してまいりたいと存じますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 町長のほうから説明がございましたけれども、私がちょっと申し上げました契約、私もどこまで契約してあるのかどうかわかりませんが、路線について、全然入ってこないというような状況が現実的にあったわけです。それで、去年まではずっと来ていたのに今年は来ないと、電話がかかってくるのに、車で出られないからやれないというような電話でした。例えば、幸地地区も離れた家が二、三軒ありますが、そういうところには全然入っていないというようなことがありまして、私も最初に言いましたように、業者の方を追っかけて、あそこへ行ってもらわないと困るというようなことも話しました。

また、沢田に入りましても、配水池線、あれも全然、業者に言っても契約に入っていないと、聞いてないというようなことがありました。

また、私もちょうど9日でしたか、益田に出た折ですが、帰りに馬橋から沢田に入ろうと思うと、全然橋の上が除雪してなく、橋の向こうのたもとで雪が横にのけてあって、全然入られるような状況ではなかったわけです。それで、私はこの質問に契約内容はどのようになっておるのか、今までやっておったのに、なぜしないのかというところを、町長、もうちょっと説明していただけたらと思います。

それと、大変路面が、30センチから50センチ降ったわけですが、業者の方に悪いですけど、本当に上だけさすって通るような形で、もう右左振るような形、それと、1回通っただけでもう全然離合ができないと。対向車が来たらどうなるかと思いながら通るような方が、たくさん意見を聞いております。その辺で、道路に入っていないとか、もう少し、大変大雪なんで急いで次の路線に行きたいという気持ちはわかります。その辺のところをもう少し、私が言った契約内容はどういうふうになっておるかということ、業者が聞いていないというようなことがあったんでは困ると。このたびはもう済んだことをとやかく言っても仕方ありませんが、今後のこともありますので、私はこの問題を取り上げさせていただきましたので、その辺のことをもう少し詳しくお聞かせいただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 具体のお話もございました。昨年、例年のとおりでございますが、除雪会議を開催をさせていただいて、その席で除雪計画書、こうした計画書、議員は議会の代表ということで同席をしていただいていたので改めて言うまでもないわけでございますが、その中で、吉賀町が除雪を行う路線ということで、これは各エリアごとに、当然、路線数が非常に多いわけですので、事細かに路線の名称は挙げておりませんが、幸地地区であればどこ、それから、沢田、広石、立戸地区ではどこの業者というような形で、それぞれ区分けをさせていただく。基本的には、業者も地元を中心に除雪をしていただくと、こういう作りになっております。

具体的な路線のお話があつて、業者のほうへは町のほうから支持を受けていないということで、

沢田配水池線あるいは同じく沢田の指月神社線、お話もございました。こうした状況につきましては、私は全部を承知しておりませんので、建設水道課の課長のほうから答弁をさせますが、それから、もう一つは、いわゆる除雪の方法、除雪をしたあとの路面の状況が非常に悪かったというお話でございます。1つには、豪雪で除雪の作業が非常に難しかったということもありますし、全体のエリアのところをカバーをしなければならないということで、業者の皆さんも少し焦りもあったのかと思いますが、これはこれとして、状況の中では対応をしていかなければならないということでございますので、御理解をいただきたい部分もあるわけでございますが、何よりも安全な交通を確保するというのであれば、適切な除雪をしていただくというのが大原則でございますので、その方法も含めて、担当の課長のほうから少し詳しいところの答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、私のほうから除雪の状況につきましてはお答えをさせていただきますと思います。

議員から御指摘がございましたように、今回、豪雪ということがございまして、非常に皆様方にも、それから、路面の状況にも御迷惑をかけたか、それから、状況が悪かったということにつきましては、こちらとしても認識をしておるところでございます。

まず、契約の状況でございますけれども、今、町長が述べましたとおり、除雪計画にのっとりまして、路線名、各業者ごとに決めております。これにつきましては、業者だけの除雪会議を開催をしております、その場におきまして、除雪の作業についての打ち合わせ、それから、路線等についての確認、そういったものをさせていただいておるところでございます。それから、例年、寄せていただいております苦情等についても、例年、こういう苦情がありますので、こういうことがないように注意をお願いしますというような話もさせていただいたりして、確認作業を行うという除雪会議を行います。

今回、皆様方からたくさんの、議員も言われましたけれども、苦情等いただきました。大きく4つの要因があったかというふうに考えています。

1つは、やはり気象の問題でした。3年ぶりの豪雪ということではございましたけれども、最近、ずっと降っていなかったということもございまして、50センチという量は、昔に比べれば非常に多いというふうに感じられる量でございました。そういった状況でございましたので、どうしても除雪が後手後手に回ってしまったというのが1つの要因があらうかとは思いますが、水道管は凍結するだろう、強い寒波でございまして、町長が申しましたけれども、マイナス4度を下回るような気温が続きました。

こういう状態になりますと、雪はとけることなく積もってまいりまして、除雪の作業をしたは

なからまた積もっていく、往復をしてみると、もう片方の除雪作業はしてなかったかのごとく積もっているという状況がございました。そういった状況の中で、業者においては深夜から作業を続け、朝まで、そして、1日中と、そういった作業を続けていただいている業者もおられたわけがございまして、そういった部分につきましては御理解を賜りたいというふうに思いますが、そういった気象状況が1つ大きく要因をしまりました。

そういった状況の中で、機材をフルに活用しながら業者は作業を進めていくわけがございしますが、今回、作業中に1台故障をしてしまいました。この部分の除雪を受け持っている業者さんがかなり広いエリアをお願いしておる関係がございまして、その機材のやりくりということが非常に難しかったということがございます。議員が非常に除雪の状況が悪かったということをお指摘されましたけれども、これにつきましては、どうしても機材等のやりくりのため、どうしても1台で作業を行ってしまったということがございまして、そういった部分、急いでいたんだらうという部分を議員も言われましたけれども、まさにそのとおりでございまして、開けるだけ開けて次へ行きたいというのが作業の内容にあったようでございます。

それから、もう一つは、オペレーターの練度の問題がございまして、除雪の作業自体が減ってきておきまして、なかなか練度が上がってこないというのが1つ、それから、やはり新しい方も今回は結構おられたようございまして、路線の状況がよくわからないということもございました。慣れた方ですと、ここに何がある、ここは危険だからということ、それから、ここについては雪をどけてはいけないところというのを皆さん御存じなんですけれども、やはりオペレーターが代わられますと、初めての路線ということもございまして、幾ら除雪前に下見をしたとしてもなかなか難しいところがございました。

今回、来ていないぞという話もありましたけれども、実際、あれにつきましては、やはり路線の確認の不十分さということが1つはあったと思っておりますけれども、もう一つは練度の問題でございまして、この機械では上がれないということがどうもあったようございまして、急な斜面とかいうものにつきますと、どうしてもそういった部分も出てまいりまして、そういった部分もございました。急遽、行ける業者を手配いたしますと、やはりなかなか機材等も小さい、それから、うまくいかないということで、除雪等も荒くなってしまったのかという気がいたしますし、自分のところの路線ではないものですから、言葉的にそういったことも発せられたのかという気もしております。そういった状況がございました。

それから、もう一つは、やはりこれも町長が言われましたけれども、除雪需要の増加でございまして、雪の量は減ってまいりましたけれども、やはり雪が降った場合に除雪をしたいという需要が高まってまいりまして、民間のところでも、駐車場をどけてくれというふうな、そういった要望もあるようございまして。

それから、今回のように雪が多く積もりますと、我々自治体の側からの要望も増えてまいります。駐車場の除雪であったりとか、そこに行くまでの通路の除雪であったりとか、そういった部分をどけなければ作業ができない、そういった部分も出てまいりますので、どうしても同じ業者が対応してまいりますから、その部分については、道路から手を取られてしまう、作業を取られてしまうという状況が発生いたします。そういった複雑な多くの要因が重なってしまいまして、今回のようなことを招いてしまったというふうに考えているところでございます。

今後、今回何が行ったのかということをやまず検証をさせていただいて、そして、機材を最大限使える方法はどうなんだろうということももう一度見直しながら、それから、除雪計画にうたってあります豪雪の場合には、主要路線から開けていこうという考え方が、今回、果たしてそれができたのかどうか、やはり機材の都合で作業をしてしまったのではないかと、そういったことも検証をしながら、今後に生かしていければというふうに考えているところでございまして、いずれにしても、今回いただきました連絡、苦情等を糧にしながら、今後の除雪作業を進めてまいりますというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 課長のほうからも詳しい説明をいただきましたが、私も、今、課長が言われましたオペレーターの件につきましては、自分自身も現場に行ったときに、初めての方とか、若い方が運転手さんだったので仕方ないかとは思いましたが、そうは言いながら、やはりゆっくりでもいいから丁寧なことをやっていただきたいということを思いました。

小さいことまで言うと、実際、業者という方が限られておりますので、あまりやかましいことを言うとわしはせんでというようなことになっても、わかりません、そういうことはわかりませんが、そういうことになるかもしれませんが、それはそれとして、やはり道路の契約として、本当のところはどうだったんかわかりませんが、この道路は実際には契約してあったんだけど、たまたま運転手さんに伝わってなかったのかわかりません。ただ、住民は、いつもやっているものをなぜやってくれないんだと、頭にカリカリきます。実際、車が出て行かれませんので。そういうようなことがありますので、ぜひとも今後につなげた検討をやっていただいて、まだ4月になってもたまには30センチぐらいは降ることもありますので、ぜひとも住民がやってもらってよかったというような除雪をいただくように、当局のほうから指導を、徹底したものをやっていただきたいと思えます。

済んだこととは言いながら、やはり、何かを言わないと住民の方が納得しませんので、その辺のところをぜひとも徹底させていただきたいと思えます。時間は短いですが、質問を終了させていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、5番、中田議員の質問が終わりました。  
ここで5分間休憩します。

午前9時29分休憩

.....  
午前9時36分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

2番目の通告者、3番、桜下議員の発言を許します。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 3番、桜下でございます。よろしくお願いします。

私はこのたび、財政、人口規模に合うコンパクトなまちづくりということで、質問させていただきます。これは大きい見出しですが、以下、次の4点を質問させていただきます。

1つは、学校の統廃合についてであります。これを教育長と町長にお伺いします。

そして、その次に、コンパクトなという意味で、役場本庁舎の一本化についてであります。

そして、3点目に、町職員の削減であります。

そして、4点目に、指定管理施設の精査という、このことについて質問させていただきます。

なぜ、コンパクトなまちづくりということを質問をする理由は以下であります。

昨年の12月の全員協議会におきまして、町長より、六日市病院の公設民営化に向けて、現在の経営状況で公設民営化をした場合、最大、年間4億7,000万円の負担が発生する。これで行くと、6年で町の財政は破綻するという報告がありました。これはあくまでも財政推計であります。

あり方検討会議の指針どおり、公設民営化に令和6年に移行すれば、町の貯金に当たる財政調整基金が令和6年度末には11億7,000万円と推計され、令和11年度末には財政破綻するということでもあります。これはあくまでも推計ではありますが、非常に厳しい深刻な統計であります。

町長はそれを受けてですね、六日市病院の将来像として、町の人口、財政規模を考えれば、現在ある一般病棟のベッド110を50から60が理想であるということを示されました。このことが次の日の新聞にも出まして、このまま、六日市病院も支援をすれば町が破綻するというふうなことが活字として載りました。

本当にどういふふうにとるかですが、破綻という言葉が初めて出たように思うんですが、私ですね、深刻な推計ではありますが、町民の命また介護を守る六日市病院でさえ規模を縮小せざるを得ない。今の110から50か60、約半分に減らさざるを得ない。そうしないと町が破綻するというふうなとらえ方もできますが、そういう非常に深刻であり、本当、厳しいことを町長述べられましたので、先ほど言いましたが、病院でさえ規模を縮小するのであれば、もっとほかに

も、町のまちづくりをコンパクトにするべきではないかということで、学校の統廃合、庁舎の一本化、それから、職員の削減、そして、指定管理施設の精査ということで質問をします。理由は以上であります。

それでは最初に、学校の統廃合につきまして質問させていただきます。

本来ならば、まず、町長にお伺いするところではありますが、学校ということですので、教育長に、まず学校の統廃合が子どもたちに影響があるのかないのか、あれば、どういうふうなことが影響があるか。なければなくていいんですけど、生徒数の減少によって、統廃合という、また、財政上のこともあるかもしれませんが、学校の統廃合が子どもたちにどういう影響があるか。財政は抜きにしまして、教育上どういう影響があるかということで、教育長にお伺いします。

私、調べたのですが、教育委員会からの学校施設長寿命化計画というのがありますが、これをもとにしますと、小学校です、当町のピークは昭和58年、745人でありましたが、現在は、そのピーク時の約29%であります。令和10年の時点では約33%となる見込みで、若干増えるという推計が出ております。

中学校は生徒数のピークは昭和53年に389人在学しておりましたが、現在は、そのピーク時の34%であります。そして、令和10年度時点では、若干減りまして31%になる見込みです。これはあくまでも推計であります、そういう、小学校は若干増える。中学校は若干減るといふような推計がこの長寿命化計画には載っております。

学校別に見ますと、小学校は先ほど言いましたが、余り増減はありませんが増えるということで、中学校です、六日市中学校は増えますが、吉賀中学校と蔵木中学校は減少するという、令和8年度、減少するという見込みが教育委員会のほうから出ております。

そこでですね、現在、当町では2億3,000万円ぐらいの予算で、全国的ではありますがICT環境整備事業、また家庭学習の充実ということで、小中学生にタブレット端末を1台ずつ貸与する家庭学習の充実であります。

GIGAスクール構想ということですね。今進められておりますが、学校の統廃合によってこの事業が、例えば縮小になるとか予算が削られるとか、そういう影響があるかどうかということであります。

要するに、学校の統廃合は子どもたちに教育上、どういう影響があるのか。例えば、具体的に言えば、統合したことによっていろんな影響が出て成績が下がるとか、あるいはいじめとか、そういうことで人間関係が崩れるとか、そういう仮の影響ではありますが、そういうことを含めまして教育長にお伺いしますが、学校の統廃合が子どもたちに、教育上影響があるのかないのか。あれば、どのような影響があるのか。そのことについて、まずは教育長にお伺いします。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） 桜下議員の財政、人口規模に合うコンパクトなまちづくりということで御質問でございます。

学校の統合が影響があるかどうかという御質問だろうと思いますけども、まず最初に、GIGAスクール構想のことについてお話をされましたので、その点から御回答させていただければと思います。

GIGAスクール構想のGIGAという言葉がございますけれども、これはグローバル&イノベーション・ゲートウェイ・フォー・オールということで、その頭文字をとったものでございますけども、全ての人に、グローバルで革新的な入口をとということで、多様な子どもたちをだれ一人残さない。公正に個別最適化され、創造性を育む教育環境を実現する施策ということです。その目的は、子どもたち一人ひとりの個性に合わせた教育の実現にあります。

この施策は、学校の規模や学校の統廃合には関係なく進められるもので、統廃合とこのGIGAスクール構想、ICTも含めてですけども、大きな影響はないというふうに思っております。

また、統廃合が教育上、児童生徒に影響があるかどうかということでございます。特に、小規模、極小規模の学校から大規模校へ移行した児童生徒にとっては、大きく教育環境が変わってきますので、メリット、デメリットはあると思いますが、その影響は否めないと思っておるところでございます。

こと具体的に言うと、いろんなところで影響があつたりなかつたりするところだろうと思いますけども、その辺は時と場合によりますので、ここでちょっと明言は避けたいと思うんですけども、そういったところで、少なからず、学校の統廃合が児童生徒に及ぼす影響はあるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 教育長、少なからずは影響があるという答弁でありました。

もう少し私、小さいことお聞きしたんですが、再質問ということでありますが、統廃合によって成績が下がるとか、人間関係が崩れるということは、教育長は予想はされておりますか。全くそれは、影響はあるけど、そういうことについては余り影響ないというふうに思っておられるかどうか。

それとですね、蔵木中学校は統合になりましたが、質問にも入れておりましたが、蔵木中学校の統合は、もともとは蔵木の保護者の皆さんから教育委員会に学校を統合をしてほしいと。このまま、人数がどんどん少なくなっていくので、学業あるいは部活とか、いろんな意味での影響が出るので、保護者の皆さんから、六日市中学校との統合を進めてほしいという要望が、これが教育委員会にありました。それを受けて、教育委員会は指針を立てて、六日市中学校との統合等進

めましたが、これは地元の反対もありまして、計画より1年遅れだったと思います。

現在、検証をしているかどうかということをお聞きするつもりだったんですが、済いません。後先になります、学校関係者の話を聞きますと、統合は本当によかったと。子どもたちも、蔵木の生徒さんは生き生きとして、成績も伸びているし、明るくて部活も励んでいると。本当によかったと。もう少し早く統合すればよかったと、そういう学校関係者、地元の方の声を聞いております。

そこら辺は、そういう声があるので、教育長に、蔵木中学校と六日市中学校との統合について検証をされたかどうかということ、一番先に聞くつもりだったんですが、ちょっと後先になりましたが、もし準備をしておれば、検証について、したかどうかということをお聞きします。済いません。もし、準備してなければ結構です。

○議長（安永 友行君） 光長教育長。

○教育長（光長 勉君） まず、それでは、検証の件でございますけども、通告をいただいておりますので、準備は一応しておりました。

蔵木中学校、六日市中学校の統合の検証については、平成31年度の決算審査特別委員会の審査報告書の審査意見でも求められているところなんですけども、現時点で、確固たる検証はしておりません。

実際に、一言で検証といいましても、検証結果を求める目的によって、どのような項目をいつどう検証するかということも考えれば、なかなか検証自体も難しい問題であると思っております。ただ、今後の学校再編や財政面への影響等を考慮すれば、いつかの時点で、きちっとした検証も必要であろうというふうに思っているところです。

ただ、そうは言いましても、先ほどもありましたけども、児童生徒に対する影響は、これがどういうふうになっているかというところが、一番ちょっと気になるところでございまして、この2年間、蔵木中が統合しました六日市中学校のほうへ出向いて、校長と面談をしながら、学校の様子であったり、児童生徒の様子であったり、そういったものは聞き取りをしております。

その結果から言いますと、非常に安定した落ち着いた状況が続いておりますし、特に、蔵木から六日市へ通学しております生徒たちにとっては、生き生きとしているというようなことも聞いておりますし、特段大きな問題が、統合によって発生したというところは、今のところないというふうに思っています。

それで、先ほど御質問にありましたけども、成績であったりとか人間関係ですね。こういうところに、やっぱり影響するかどうかとかいうところなんですけども、これは、極めてそれを検証するのは難しいですし、数値化できるものでもないというふうに思いますけども、やはり、極小規模の学校に通っているのと、ああして少し大きい、人数も多い学校へ行くというところで、い

ろんなところでいろんな影響が出ると思います。

恐らくメリットのほうが、そういう点から言うと多いんじゃないかなというふうに思われるんですけども、ただ、人間関係においては少し複雑になりますんで、そういったところで言うと、難しいところはあるかもしれませんが、それもひとつ考えれば、将来にわたって、それがいい経験になるという点から考えればメリットであろうというふうにも思うところでございます。

そういったところで、きちっと、明確な検証もなかなか難しいというところだろうと思いますけども、そういうふうに関、考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 教育長の検証について、それを聞いて私が答えるべきでしたが、先になりましたが、本当、この六日市中学校と蔵木中学校の統合は、先ほど言いましたが、本当に、もっと早く統合すればよかった。生徒が明るく、生き生きとして、部活にも学校生活にも慣れて、本当に早く統合すればよかったという声を、学校の関係者、また蔵木の地元の方からも聞いております。

このことは先ほど、統合によってメリット、デメリットあると教育長言われましたが、そういう現場の声、地元の保護者の声というところを、やはり、今後は参考にさせていただきたいと思えますし、また、教育振興計画では、小学校は原則として統合しないと。中学校については、極小規模校については検討するということが教育振興計画の中にうたわれておりますが、やはりそういう、もう少し早く統合すれば、子どもたちにとってよかったという声もあるということを教育長にお伝えしたくて、この質問を選びました。ありがとうございました。

それでは次、財政面から考えた統廃合ということで、町長にお伺いします。

先ほど、この言葉を何回も言いますが、病院でさえ規模を縮小するのであれば、学校の統廃合も、財政面から考えたら、当然ですね、将来にわたって生徒は減る、財政が悪くなる中で、統廃合は避けて通れないということで町長にお伺いします。

学校施設維持費を含めて、平成26年から30年度で、この5年間でどのぐらい学校の維持管理、光熱費を含めた維持管理費がかかっているかということ調べさせていただきましたが、この5年間で約6億6,000万円かかっております。年平均ですね、この学校を維持するために、年3億円の予算が必要となります。これは、過去5年間で実績となって出ております。

七日市小学校の新築ということがありましたので、このものを含めると、ちょっと維持管理費が数字は大きくなったかもわかりませんが、大体、年間ですね、小学校、中学校を維持するのに約3億円かかります。

それで調べてみますと、仮に、学校を統廃合せずに、現在の施設配置のままでいけば、40年間で約136億円という費用がかかると、教育委員会の学校長寿命化計画で試算されております。

年間、約3億4,000万円であります。実に、40年間ありますが、現在のまま維持すれば、統廃合しなければ、138億円という巨大な経費がかかるというような試算が出ております。

これはこれとして、一方で、町の財政を見ますと、財政担当の方から資料をいただきましたが、合併時、2005年ではありますが、地方交付税が約35億円ありました。そして、歳出は69億円、そして、基金の残高は14億円、合併当時はありました。

半面ですね、いわゆる町の借金ではありますが、地方債の残高は126億円、合併当時だと、それぐらいあったと思います。この推計でいきますと、2010年度には、地方交付税が37億円、そして、歳出は81億円、基金は若干増えましたが、25億円、そして、町債の残高、借金であります。約79億円というふうになっております。

もう少し近々になりますと、2015年には、地方交付税が約34億円、歳出合計が約71億円、基金は増えまして34億円、いわゆる貯金であります。そして、町債の発行残高71億円、これは、2010年に比べまして減っております。ところが一番近い数字でいきますと、これも町の中期財政計画からの資料をいただきまして、これを見ますと、令和元年、2019年ではありますが、地方交付税は約33億円、歳出は69億円、そして、基金残高は28億円と減っております。

これをもとに、令和6年、病院が公設民営化に移行するという令和6年ではありますが、これも、これはあくまでも推計であります。今までは実値でしたが、これは推計になります。令和6年度には、地方交付税が約31億円、そして、歳出は63億円。基金は15億円、令和元年28億円のが令和6年公設民営化に移行するときに、基金貯金が15億円に減るという、これはあくまでも推計であります。そういうふうに、非常に厳しい数値が出ております。

町の財政が地方交付税も一本算定になりますし、非常に厳しい数値が出ております。今までの数字と令和6年の推計を、今述べさせていただきました。資料をもとにしておりますが、もし数字の誤差があれば、大変申し訳ありませんが、余りないということをお願いしたいと思うんですが。

そういうことで、町長に改めてお聞きしますが、大変厳しくなる状況の中で、先ほど言いました、学校を統廃合しなければ莫大な費用がこれからかかるという試算が出ておりますが、中学校は今、3校ですが、当然ながら、生徒が減少することを考えれば、統廃合は避けられないのではないかと思います。前町長は、中学校4校を1校にするということを、吉賀中学校に統合するということを発表されまして、新聞にも大きく載りましたが、反対が余りにも多く、それを前町長は断念されました。

私はよく考えたら、地理的にも七日市は中心になりますので、中学校を1校にするということは、非常によく、前町長は決断されたなど、本当にいい計画だと。コンパクトにするということ

で思っておりましたが、予想外の反発が多く、断念されました。結果が4校を1校じゃなくて、4校を3校ということに、現在なりましたが、町長は、この町の財政も鑑みて、校舎の老朽化に伴い、今後、維持管理費が莫大に増えていくということを考えて、小学校5校、中学校3校と現在ありますが、具体的には何校とか言いませんが、小学校、中学校の統廃合を検討するべきではないかということで、今、具体的な資料も述べさせていただきましたが、統廃合について、財政面から考えた統廃合について、町長にお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、教育長のほうから教育面の観点からということでございましたが、御質問ございましたように、我々執行部のほうといたしましては、財政面からということでございますので、その趣旨でお答えをさせていただきたいと思えます。

校舎の老朽化に伴う長寿命化費用、それから維持管理費についてでございますが、この3月議会でも、教育委員会所管の「学校施設の長寿命化計画」に基づきまして、蔵木小学校の大規模改修の前段階として、外壁の調査費用を当初予算に計上しているところでございます。

学校施設の統廃合により考えられる財政的な影響を申し上げますと、平成30年度から平成31年度に実施をいたしました吉賀中学校の校舎の改修工事がございましたが、この際には、総事業費で1億7,199万円となっておりますので、当然、学校の規模にも大小あります。それによるわけでございますが、概ね、数千万円から2億円程度と予測される普通建設事業の抑制となりまして、その財源としての調査への借入額の抑制、そして、将来の公債費の抑制につながるというふうに考えております。また、維持管理費の抑制が見込めるということでございます。ですから、施設が少なくなれば、相応の大きな経費が削減をされるということでございます。

とは言いながら、一方では、この統合いたしますと、それなりの経費が必要ということでございまして、例えば、児童生徒数が増加する統合側の学習環境の整備のため、通学、教室あるいは学習支援体制等、ハードあるいはソフト面で様々な費用が、今度は加算を、一方ではされていくということだろうと思えます。

先ほどの財政推計の中で御紹介もございました交付税のことがございましたが、令和2年度、今年度の普通交付税の基準財政需要額の面から、少し具体の金額を申し上げてみたいと思えます。

まず、小学校費についてでございますが、単位費用といたしましては、1校当たり1,024万4,000円、こうしたものがございます。それから、1学級当たりでは89万3,000円、こうした金額が措置をされます。それから、中学校のほうで申し上げますと、1校当たりで914万7,000円、1学級当たりでは110万1,000円、こうした単価で措置をされるということでもありますから、それで試算をいたしますと、小学校、中学校合計で約1億3,800万円余、このぐらいの計算になるということでございます。

学校の統廃合によりまして、基準財政需要額が減少することとなります。これは先ほど言った単価、いわゆる単位でございますが、数値急減補正によりまして、5年間は廃止された学校数、それから学級数、先ほど言った内容でございますが、これにつきましては当然、逡減はするものの、補正係数として算入されますので、その間が、統廃合の財政的なメリットだろうというふう  
に理解をしているところでございます。

現段階におきましては、長寿命化費等、それから、維持管理費の縮減を目的とした学校の統廃合は検討しておりません。中期財政計画上でも、学校の統廃合は見込まずに、向こう10年間の計画をしているということでございます。ですから、ただ単に、財政面での統廃合という議論はしていないということをお伝えをしたいと思います。

来年度、これまでも御紹介しておりますように、教育委員会のほうで「教育振興計画」、これ第2期になりますが、この策定作業を予定しております。児童生徒数の減少によりまして、教育環境のあり方についても議論されると思いますので、よりよい教育環境のために求められる学校施設整備について、引き続き、我々といたしましても、検討を加えていきたいと思  
います。

現在の吉賀町の教育振興計画、これは当然、議員のほうも御承知のとおりでございますが、現行におきましては、その学校の配置につきましては拙速な統廃合は行いませんと。小学校においては、原則として、全ての学校を存続をさせますと。それから、中学校においては、全てが存続できるように行政は努力しますが、学校、地域等にもそれぞれの立場で努力してもらおう働きかけますと。

ただしということで、いわゆる、極めて小規模な学校ということでございましたので、これに基づいて、蔵木中学校が新生六日市中学校として統合したということでございます。

これを踏まえて、蔵木中学校の検証のお話もございましたが、来年度、教育委員会が予定しております第2期分の計画、その中でもやはり、蔵木中学校の統廃合というのは、やはり議論のベースになろうというふう  
に思っておりますので、その内容を当然踏まえて、もう1つは財政的なことも踏まえて検討していかなければならないと思  
います。

それから、全員協議会でも御説明もさせていただいておりますが、町の総合管理計画に基づいた個別の施設計画も今、つくりました。これが向こう数年間の中で、5年計画で更新をしていきますので、その中でも当然、同じような形で、学校に限らずでございますが、公の施設については検討を加えていくというふうなスケジュールになろうかと思  
います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 学校の統廃合については、もうこれ、質問を置きますが、教育長の答弁であれば、統廃合については、少なからず、生徒に対して教育上影響はあると。大きい、小さいありますが、少なからず影響はあるという教育長の答弁だったと思  
います。

町長の答弁は、財政上、いろいろ厳しいけども、現時点では、教育振興計画に基づいてやると。短く言えば、学校統廃合については、現在考えてないという答弁だったと思います。答弁は答弁としてお聞きします。この件につきましては、また今後議論を進めていきたいと思います。

それでは、その次は、同じく、コンパクトなまちづくりということで、庁舎の一本化についてお聞きします。

現在、柿木分庁舎と本庁舎がありますが、ちょっと調べましたら、光熱費を含む年間維持費が、柿木庁舎は年間約1,049万円、本庁舎は1,533万円、光熱費を含む維持管理費がかかっていると。これは近々の正確な数字であります。つまり、柿木庁舎につきましては、合併して15年以上たちますので、もう1億円以上の経費がかかっていると。

私、柿木を六日市に持ってくるのか、六日市を柿木にしてどこでまとめるかという質問ではありません。病院も縮小するのであれば、本庁舎も2つもあっては大変無駄なので、今言いましたが、2つ合わせて2,500万円の経費がかかるのであれば、庁舎は一本化したほうが良いと、そういう意味で質問をしております。

とかくですね、これが柿木をなくして六日市に持ってくるのか、あるいはどこに作るということになりますと、また、賛成、反対の議論が出ますが、今回はそうでなくて、2つある庁舎を一本化すれば、それだけ経費はかからないという意味で質問させていただきました。町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、庁舎の一本化についてお答えをしたいと思います。

庁舎につきましては柿木村と六日市町の合併協議におきまして、新町の事務所の位置について、六日市役場庁舎を本庁舎、それから、柿木村役場庁舎を分庁舎とする分庁方式といたしまして、さらに、事務組織及び機構についても合併協議において決定されたということで、これは幾度となく御紹介もさせていただいているところでございます。

そうした中で、庁舎の一本化についての御質問でございますが、昨年の9月のこの定例議会で、議員のほうからも、一般質問においても、その席でお答えをしたとおり、合併協議における先ほどの経緯を尊重したいというふうに考えております。したがって、現状においては、現時点と言ったほうが良いのでしょうか。一本化する考えには至っていないということを申し上げたいと思います。

とは言いながら、御紹介もございましたが、庁舎の維持管理費につきまして、これ光熱水費の御紹介もあって、一千四、五百万円というお話もございましたが、当然、建物を維持するということは、それなりの一定の経費がかかるということに変わりはありません。もう1つは、建設から本当に長い年月がたっているということもございしますので、修繕の必要があるのも事実でござ

ざいます。

それから、柿木庁舎の2階部分の活用のところも通告の中にあるようでございますが、スペースの一部につきましては、物品の置場ということで使用したり、それから、残りのスペースは当然、通年を通して、年間を通して会議室も必要になりますので、そうしたことで使用したり、あるいは、きのう終わりましたが、税の確定申告、こうした形で、住民の方がおいでになられる際の受付なり、あるいは会場として使用しているということでございます。現状を申し上げますと、今、合併協議のほうを尊重させていただいてということで申し上げたところでございます。

一方では、先ほどの学校の関係で答弁をさせていただきましたが、公共施設の中にも、個別施設計画の中にも当然、その種別として庁舎の中も入っておりますので、六日市庁舎、柿木庁舎の、いわゆる分庁舎ですね。これの方針も入っております。これは御確認をいただいていると思いますが、庁舎、学校に限定をせずに、これは、全ての施設について目を向けて、これから、その個別施設計画をどうしていくのか、具体をどうしていくのかということ全体で協議をしていこうということになっておりますので、この施設はこう、この施設はこうと、こういう、いわゆる色分けができてくるんだろうと思います。

まさに、個別施設計画をつくったのは、私は県下では今、吉賀町が一番最初じゃないかと思えますけど、そうした今、スタートラインにつこうとしておるわけでございますので、公共施設の、いわゆる総合管理計画、個別施設計画の中でも、こうした施設についての議論はしていかなければならない。言ってみれば避けて通れない案件だというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 先に町長言われましたが、柿木分庁舎の2階が、立派な会議室があります。決算委員会では、決算委員会のときのみ、あそこに行くわけですが、本当に立派な会議室で、昔は、柿木村議会の議会棟だったということ聞いておりますが、きのう終わりましたが、確定申告では毎年使われているということですが、本当に、あの立派な会議室が、年間何回使われるんでしょうか。

このことを振興室長のほうにお聞きしましたが、具体的な数字は把握してないということですが、恐らく、使う頻度は本当に少ないと思います。本当にもったいない。あの会議室を使わないというのはもったいないと思います。

だからですね、そういうことを含めて、一本化ということで質問しましたが、これも今、町長から答弁がありましたが、この場で、一本化するとかせんとかということは期待をしておりませんが、やはり、一本化すれば、経費が削減できるということを念頭に置いて、質問させていただきました。

先ほど言いましたが、柿木庁舎は年間1,049万円、本庁舎は1,533万円、2つ合わせて、

約2,600万円を使い、光熱費、維持管理費が使用されていることは、はっきり申し述べておきます。

柿木公民館が老朽化しておりますので、もちろん、同僚議員からも質問が出る予定であります。いずれ、柿木公民館の建て替えということが出てくると思うんですが、やはり私は、柿木分庁舎を、公民館を含めた柿木地区の皆さんのコミュニティセンターというふうな集約といたしましょうか、そういうのに使えるべきだと、私は思っております。この件に関しては、後ほど、同僚議員からも質問が出ると思いますので、これはこの辺で置きます。

それでは、同じくコンパクトなまちづくりということで、職員の削減ということで質問させていただきます。

この町職員の削減につきましても、本当に何回も、一般質問でも同僚議員から出ております。早く考えれば、町の人口は減っているのに、なぜ町の職員が減らないのかというのは一般的な疑問だと思います。

この間も、定員適正化計画の中で報告がありましたが、町の人口が減っているけども、点在としていると。要するに、1つの集落に固まっているんじゃなくて、町の人口が点在をしていると。そのために、サービスの向上を、これからも絶対に、町民に対するサービスの向上は落とすことはできないんだと。

なぜ、町職員を削減できないかという理由の中で、町の人口が点在をしている。そして、これ以上、サービスの低下は落とすことはできない。たしか、そういう2点だったと思います。

適正化計画に基づいてやっているということなんですが、一般に考えれば、この町の人口を考えましたら、平成19年には7,318人、合併してちょっとたっておりますが、7,318人、町の人口が住民基本台帳から調べますとおられました。

ところが、今年の令和3年の1月1日現在、住民基本台帳を調べましたら、町の人口が6,139人まで減少しております。7,300人が6,100人まで減少しております。この6,139人のうち、外国人が203人含まれております。

実際には、本当に、ちょっと差別でも何でもありませんが、外国人を省く町の人口は、既に6,000人を切りました。今年の1月1日で5,936人、これは、住民基本台帳から調べましたので、間違いありません。6,000人を切りました。つまり、平成19年からしたら、7,300人は5,900人まで減っているわけです。

それを考えますと、当然ながら、町の職員も人口が減れば、いろんなことがありますが、先ほど言いましたのが、サービス低下は落とすことができないとかいう理由がありますが、やはり、町の人口が減れば、当然ながら、仕事も減るという一般的な考えで、町の職員も減らすのが当たり前ではないかと。

再三、この質問は一般質問で出ますが、町民の皆さんは、町の職員が多過ぎるということを本当に声を出して言われております。私、それを踏まえて、この数字をもとにして、今述べました。とうとう6,000人を切るという、吉賀町の人口が、外国人もその前の年よりも減っております。外国人労働者がますます減るだろうという予想ですが、この田舎から都会のほうへ行くんではなかろうかという予想ですが、とうとう、吉賀町人口も6,000人を切るという時代に入りました。

そういうことで町長、簡単に、単純に比べてはいけませんが、町の人口がこれだけ削減して減っているのであれば、町職員の皆さんも、大変申し訳ない言い方もわかりませんが、当然ながら、町の職員さんも削減するべきじゃないかという町民の声が多くありますので、数字をもとにして質問させていただきました。町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、いわゆる職員の削減ということについてお答えをしたいと思います。

これにつきましては、先般、3月1日の全員協議会のほうで御紹介もございました第4次の定員適正化計画に基づきまして、定員の管理を行っていかうということでございます。

この計画の基本方針につきましては、常に、現状分析と将来予測を加味しながら、抑制基調の定員管理を行うこととしております。計画期間は令和3年度から7年度までの5年間といたしまして、期間中に状況の変化が生じた場合は、計画の見直しを行うということにしております。

通告にございますように、町の人口減少に比例して、職員数を削減すべきではとの御質問でございますが、定員適正化計画の中でも、分析指標の1つとして、職員1人当たりの住民数を用いて、人口数という要素を踏まえつつ、職員数を見ていかなければならないというふうに考えています。さらに、職員数の増減は人件費の増減ということにもなりますので、慎重に管理していかなければならないというのはもちろんのことでございます。

一方で、基礎的自治体である以上は、最低限必要な事務事業を行わなければならないということ、そして、本町の地域特性として、住民の方が広く点在しているということ、こうした要素もございますので、人口減少によって、直ちに事務事業数が少なくなるというは限らない部分がございますので、非常に難しい部分があるということは御理解をいただきたいと思えます。

それから、町の特性といたしまして、子育て支援であったり、それから教育支援も手厚く、ほかの自治体とは手厚くしているわけでございます。そういたしますと当然、財政出動も必要でございますが、マンパワーも必要になってくると、こういった特異性もあるということは御理解をいただきたいと思えます。

様々な要素がございますので、一概に人口だけで、人口が減ったから職員数を減らすという議

論には、私はやはりならないかなというふうに思っています。

人口減、先ほど、外国人のお話もございました。私は、外国人の方がどうこうということは全く思っておりません。日本人の方も外国人の方も同じ住民の一人一人でございますので、そこに対してのサービスがどうこうという議論は私はいたしません、全体とすれば、人口が減ったから、直ちに職員を減らすということはちょっと難しいかなと思っています。

当然、そうしたことも考慮する必要はございますが、それだけをもってということは難しい部分があります。現に、この数十年間、国、それから島根県からどれだけの権限が委譲されたか御存じでしょうか。

これ、しっかり精査をしていただきたいと思うんです。一番大きい仕事で言うと、福祉のいわゆるセーフティネットであります福祉事務所が、平成20年に移譲されました。これ、本当に幅広なんです。これだけに査察指導員、SVであったりケースワーカー、こうした人材が必要になります。

それ以外にも、今、会計年度任用職員で医療社会指導員であったり、そうした専門の職員も必要です。これを県もやったおったわけですね。県内に幾つも福祉事務所があるのが、これを全て今、支部から町村等々全自治体、基礎的自治体に権限委譲しました。そこへ財源をつけていただければいいですが、財源をほどほどにつけて、委譲を全て100%降ろすわけですから、これは新しい行政需要ということで言うと、今の人口が減ったから職員を落とすということには私はならないと思います。そうした手法があれば、ぜひ提案をしていただきたいと思います。

それから、定員適正化は合併をして、直ちに平成18年から第1次、2次、3次と来て、いよいよ来年度から第4次になります。これまで、第1次から第3次まで、令和2年度、今年度までで職員が10人減、要するに減らしました。減少させました。ところが一方では、これ財政面から言うと非常に効果があるんですが、さっき言ったような新しい行政需要が入ってくると、どこかにしわ寄せが来ます。

これを、やはり見直したのが第4次でありますから、第4次は抑制をしながらも、新しい行政需要に対しては、いわゆる対応していかなければならないということで、まず出てきたのが、令和3年度からの益田広域圏事務組合への職員の派遣であります。間もなく内示もさせていただく予定でございますが、そうしたものが、まず1人増員の要因が出てきます。

それから今、水道事業も既に法適化をしておりますが、下水道、いわゆる農業集落排水事業、これも間もなく法適化をしていかなければならない。ということになると、これもやはり、新しいマンパワーが必要になるということですから、やむにやまれず、第4次の定員適正化計画の中では、令和2年度の100を基調として、令和3年度で101にして、5年先は103人、3名増やすと、こうした苦渋の決断もさせていただきました。

何しろ、住民の皆さんの最低限の生活、福祉を守るためには、やはり、最低限の人員が要る、職員が要るといことは御理解をいただきたいと思います。我々もやはり、病院のお話もごさいますが、いかに人件費を抑えていくかというのは、これは本当に課題でございませう。とはいいいながら、その一方では、現場は、大変厳しい現状もあるわけでごさいませう。そうしたことも加味していただいて、限られた人数の中で、行政運営をしていかなければならないといことは御理解をいただきたいと思ひませう。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） ちょっと時間の都合で、あともう1点残しておりましたが、そのことは答弁はちょっと結構ですが、水源会館のことで、指定管理施設の精査といこと、私、前から水源会館のことを言っておりましたが、展示物の更新はなかなかできないといこと、あります、昨年度、入館料収入が9万5,370円でありました。反面、駐車場に整備してあります自動販売機の売上が15万1,987円。相変わらず、入館料の収入よりも自動販売機の収入が非常に高いといふうなことが出ておりますが、そういう指定管理施設は、次の契約の更新のとき、やはり指定管理施設の合理化といひませうか、精査をするべきじゃないかといことで質問する予定でしたが、ちょっと時間の関係で、このコンパクトなまちづくりの分のまとめといことで、再度町長にお伺ひしますが、再三言ひませうが、病院のことを考えて今回の質問ですが、今、吉賀町の施策の目玉で、子育て支援といひのがあります。

これは調べますと、給食費に約2,048万円、保育料に、今年度から、国からの3歳までの無償化といひのがあるそうでごさいませうが、ない時点では、保育料に2,026万円、それから、医療費に2,071万円、それとは別に、新入生のお祝金といひので、新入生に体操服の補助といひことで1万円といひことで、83万7,000円支給されておひませう。

これを、確かに町の目玉施策でありませうが、子育て支援といひことで、本当に、今までずっと巨額な投資をされているといひことで、これによって、若い方も吉賀町に移住をされるといひことで、確かに、成果は出ておひませう。吉賀町へ行けば、もう何もかも全部無償で、本当にすばらしいといひ声を随分聞ひておひませう。反面、やはり、先ほど何度も言ひませうが、命を守る、介護を守る病院でさえ、今の規模を半分にせざるを得ない。町の財政破綻を防ぐためには、それは推計ですが、病院でさえ、規模を縮小するならば、子育て支援も、ここの時点に来て、やはり考えるべきじゃないかと私は思ひませう。

特に、給食費につきましては、なぜ全額無償化といひことは、この一般質問でも同僚議員からも出ておひませうが、やはり、子育て支援をここに来て、給食費、保育料、医療費、新入生のお祝金とかありますが、本当に7,000万円、8,000万円近いお金が計上されておひませう。幾らです、ね、小水力発電所の売電料からの基金があるといひながら、やはり、病院を縮小するの

れば、この子育て支援、我々吉賀町をつくっていただいた高齢者を守るためにも、やはり、子育て支援につきましても、この辺で一度考えるべきだと思います。

ちょっと、この子育て支援につきましてもは通告しておりませんので結構ですが、最後、時間がありませんが、いろんなことを縮小するように、提言というか質問させていただきましたが、最後ですね、六日市病院でさえ何度も言いますが、規模を半分にするのであれば、もう少しコンパクトなまちづくりを進めるべきではないかということ、最後にまとめにさせていただきますが、町長に改めて、その辺につきましても、まとめということでお伺いします。時間ないので済ませません。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回の3番議員のほうからは、特に今、一番大きな問題の医療・介護の関係の石州会六日市病院のことをベースに、いろんな示唆に富んだ御提案をいただきまして、本当にありがとうございました。

最後には子育て支援のお話でしたが、これは吉賀町が前町長の時代から、平成27年度から全額無償化したということでございますが、これは先行してきた。そこへ後は、県であったり、国がその制度へだんだん追いついてますから、そこには当然、県費であったり、国費が今、財源として入ってきます。

吉賀町はこれまで、一般財源で投じておったものが、その県費・国費で幾らか財源に余裕が出てくると、こういうことになりますから、これは今度は、これまで申し上げておりますように、子育てに限らず、ほかのところで使えるような、やはり、その仕組みをつくっていかねばならないというふうに考えております。

それから、子育て支援、今の無償化を一旦立ち止まってというようなお話もございましたが、これはやはり、その将来にわたっての子育ての部分で言うと、そうした施策をもう、いつかの段階で全て落とすということに、これは当然、ならないと思います。その補償があるがゆえに、この吉賀の地へ来ていただく世代もいらっしゃるわけですので、そこら辺は慎重に対応しなければならないというふうに思っております。

コンパクトなまちづくりということでございますが、病院のほうにも、今努力をしていただくというお願いもさせていただいております。それから、今回はその職員の数であったり、公共施設であったり、指定管理のお話も最後ございましたが、もろもろのところ、固定費なり、必要な経費がかかってくるわけでございますので、ここらが省力化するようにということは、第4次の、それこそ財政健全化であったり、そうした計画に基づいて、適切に対処していきたいと思っております。

その状況につきましては、これは適宜、議会のほうにも進捗状況なりを報告をさせていただきます。

たいというふうに考えておりますので、また、その折々でいろんな御意見を頂戴をしたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） ちょっと最後、時間がなくて大変済いませんでした。私の言いたいことは全て言ったと思います。どうもありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、3番、桜下議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時36分休憩

.....

午前10時46分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開します。

3番目の通告者、10番、庭田議員の発言を許します。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 4点通告をしてありますので、質問を始めます。

まず最初に、人口減少が続いていますけど、それに歯どめをかけるという意味で、主な目的は人口減少に歯どめをかけるということで、先ほどからも出ていますが、やはり、老朽化した施設を本当に壊すのではなく、活用して人を呼び込む、そういう仕掛けをぜひつくるべきだと考えて、質問をいたします。

1月の東京の人口、転入を転出が約1,500人余り上回りました。コロナの関係があるかもしれないんですけど、やはり今、いろいろな統計を見ますと、大都市から田舎に、地方都市に、地方にという、ヨーロッパで昔から行われていた現象が、ようやく日本にも入ってきた、そういう時代を迎えたんだらうと思っております。

そこで、2018年の日本全国の空き家が849万戸、吉賀町は2,390戸のうち362戸、15.1%の空き家があります。これは推測ですけど、減ることはない。増え続けていく、そういうことが続くだらうと考えております。

先般も、議会の報告会を行ったときに、ある地域で、外国の方を雇用している方でしたけど、やはり、住むところがないということを言われてました。これは、町が人口を増やし、そして産業を振興していくということを考えれば、ぜひここに、少し工夫を凝らして、大きな資金をつぎ込む必要があると私は考えます。処分するのではなくて積極的な活用、それに着手するべきだと考えております。

まず、空き家と遊休施設、町の公営の遊休施設に関して、分けて質問をいたします。

これは官が手がけた事例ではないんですけど、先般、大森町に行ってきました。大田市の大森町ですね。ここで行われているのが民間の中村ブレイスという会社なんですけど、ここが大田市

の大森町、石見銀山の世界遺産に指定されている地域でありますけど、銀の算出をする最盛期に20万人あった人口が、今、200戸で400人だそうであります。その中で、中村ブレイスの社員さんが80名おりますので、それにIターン、Uターンを加えますと、約半分以上が町外から来られた方だという話を聞いております。

中村ブレイスは、自分の資金をつぎ込んで、六十数戸の古民家を改修して、社員の住宅なり、またはカフェとかパン屋さんとか、いろいろなところが町外から入って、その建物を活用して生計を立てています。これは民間の会社がやった事業でありますけど、これが大森町の町並みをきちっと管理している基礎になるわけであります。

吉賀町に、こういう民間の企業がこういうことをしてくれれば一番いいわけですけど、今のところ、そういう話もないわけでありますので、ぜひ、ここは町がこういう事例をつくって、増え続ける民家なり、公共の老朽化した施設を活用する、その方法をつくるべきではないかと思っております。

出雲市と松江市は、民間の業者と提携して、協議会を立ち上げております。県も空き家バンク制度の充実ということで、県のしまね暮らし推進課が各市町村と連携をして、その空き家バンクの情報をもうちょっと共有して、施策に生かそうという取り組みが始まっております。または、これは境港の件ですけど、これもですね、空き家一括借入れ制度というのをつくって、民間と町が共同して組織をつくって、空き家を生かしてそれを活用しようという動きが、各地でこういう動きが出ておるわけであります。

そこで、町はこういう民間と共同して協議会を設立する考えはあるのか、または、これは空き家に限らず、遊休施設も一緒にした予算の拡充を考えるか、その2点を、まずお聞きしておきたいと思っております。

空き家活用担い手事業、空き家家具等処分推進事業等ありますけど、町独自の施策というのはないわけでありまして、ここはひとつ、外国の方も増えるのも結構ですけど、やはり、恒久的にここに根を下ろして、ここを終の棲家とする人を増やすべきだと思います。

たしか、島根県は1人当たりの交付税の配分も日本一か二だと聞いておりますので、そのことを考えても、人口を増やすということは、人が増えれば、それだけ経費も要るわけですけど、入ってくる金、または経済活動を考えると、これはぜひやっつけていかなければならないことだと考えておりますので、町長の考えを少しお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、空き家、公の遊休施設の活用についてということで、まず、民間業者との組織の、いわゆる協議会の設立、それから、予算、事業の拡大ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、民間業者との協議会の設立についてでございます。

空き家や遊休施設を活用するための協議会の設立についてであります。現段階においては、行政といたしまして、民間と連携をした、そうした協議会、組織体の設立予定はないということでございます。

活用という観点で申し上げますと、役場の所管といたしましては、企画課や産業課、総務課が関係するところではございますが、まずは、役場内部で情報共有を十分に図りながら、空き家バンクや新規就農者支援事業などのU I ターン関連事業の効果的な運用に結びつけ、そうした中で、さらに何らかの策を講じることが必要であれば、積極的に対処してまいりたいと思います。

先ほどは、県東部の自治体あるいは鳥取県の自治体の御紹介もございました。先進事例もあるわけでございますので、状況を見ながら、先行する自治体の事例の検討もさせていただきたいというふうに思っております。

それから、予算・事業の拡大についてでございます。

町独自、自治体独自というお話もございました。確かに、ほかの自治体でもございますし、吉賀町の場合も、これまでも議会でもいろいろ説明もさせていただいたり、それから、予算のところでも審議もさせていただいておりますが、いわゆる、その空き家を活用ということ言えば、町、今、吉賀町独自の制度といたしましては、空き家活用集落担い手確保事業補助金、それから、もう1つは空き家家財等処分推進事業、こうしたことがございます。

よく言われるのは、集落担い手のほうは空き家の改修補助でありますし、後段のほうは空き家の片づけの補助でございます。これは、空き家をまず使う前提ということで、吉賀町が財政的に支援をさせていただきながら、空き家を活用できるような状態にしていくまでの手だての助成制度でございます。こうした吉賀町独自の制度も活用していただいたらというふうに思っております。

ただ、最近是非常に申請件数が減少しております。これは事実でございます。これはやはり、いろいろ原因があるわけでございますが、1つといたしましては、空き家情報バンク制度に登録できる賃貸可能な物件が少なく、どうしても、大がかりな改修をせざるを得ないような物件が多いということが、どうもあるようでございます。こうした要因から、吉賀町で今、2つの補助金の御紹介をさせていただきましたが、近年のところは申請件数が減っているというような現状でございます。

それから、新しく吉賀町のほうへ呼び込みということと言いますと、令和3年度の当初予算で新たな事業展開ということで、これは新規就農者に対するということで、農業の研修経費の補助金も拡充をさせていただきました。これは全員協議会でも御説明をさせていただいたとおりでありまして、産業体験等を含めた御本人に対する拡充と、もう1つは、そうした方を受入れる受け

入れ農家に対しての拡充も今回、予算化をさせていただいて、総額で543万円を今、措置をさせていただいておるようなところでございますので、いろいろな面から、人を呼び込むような策は講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今の答弁では、とても人口の増加というようなことはできないと私は思います。問い合わせ件数が減ってるというのは、今までの経過が原因しとるんじゃないかと思っております。

先般も少し企画課の方と話したんですけど、問い合わせが1戸あって、私のところにですよ。家を探しておるということでありました。企画課に行って、そういう物件はないかということでしたけど、とりあえずないということでした。ここに来たいという人が、来るときに住むところもない、そういう状態のところには人は来ませんよ、そりゃ。あきれて、だんだん問い合わせ件数も減りますよ、そりゃ。

エポックのこともお聞きしようと思うんですけど、負のスパイラルを常につくりながら回しておる行政じゃないかと私は思っています。もう少し、本当にここに町長、書かれていますよ。魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくりということで、施政方針の中で住居対策、雇用対策をしっかりやると書いてあるじゃないですか。書いてあるのに今の答弁、しかも、この農業に従事する受入者の支援をする、それは第2の支援ですよ。まず、住むところ、それがないと、なかなか人口の増加にはつながらないと思いますよ。

これは町長の答弁か、企画課が書いた答弁がわかりませんが、もう少しですね、本当に人口を増やして、活力ある町をつくろうという考えなら、もう少し、お金の使うところに積極的に金をつぎ込んでいく、そういう施策が必要なんじゃないかと私は思います。

それはそれとして、余り積極的な空き家に対しての対策も聞かれなかったわけでありまして、先ほど紹介した鳥取県では、これほどとも空き家を借りて、そこを住む場所にするというのは、持ち主もおるわけですので、なかなか話が進んでいかない。その中で、空き家一括借入れ制度というのをここはつくって実績を上げているそうです。

空き家を10年間借り上げてですね、補修して希望者に貸し出すという仕組みだそうでありまして、私は、これは民間がやっとするわけですけど、行政がやる場合は、それを町が購入して、改修して、町が貸し出して、かかった費用、それを家賃として町に納めてもらう。例えば、500万円かかって10年で返したい、20年で返したいという人がおったら、それで割って、家賃に乗せて町が回収すれば、町の持ち出しは全然ないわけでありまして、むしろ、そうやって人口が増えれば、町の利益になるわけですので、そのぐらいの思い切った施策を打たないと、よその町村と同じようなことをしていたら、それは取り残されると思いますよ、この時代に。

それで、私の考えは、その支払いが終わった時点で、その物件はもう町から手放す。ここに永住してくれるんなら、そのぐらいのことをしても、町は何ら損はないわけですので、そのぐらいの施策をぜひ考えていただきたいと思っております。

それでは、遊休施設の活用ということで質問をします。

個別施設計画では、廃止なり、いろいろな、わずかではありますけど、老朽化した施設の計画が出てますけど、私は、この空き家もそうですけど、廃止より活用さす。例としては、徳島の神山町なり、ここはもうIT関係の企業が16も進出して、町をいろいろ巻き込んで活動してますよ。

そして先般、イノシシの件で訪問しました美郷町でも、今日の新聞ですが、旧の庁舎を改装して利用する、子育て支援に利用さすというのが出ています。ほかの自治体は、皆こうやって、古いものを壊すのではなくて、そこに資本をつぎ込んで、活用して町の活性化につなげているわけでありまして。

それは町が、どうしても単独では無理ということになれば、やはり知恵を出して、民間の企業と民間の個人でもいいです、企業でもいいですし協議会をつくってもいい。賛同する人と一緒になって、そういうことをすれば、やはり、町民も本気になりますし、それが私は、町長が言う「まちを一つに」、地方自治の充実・拡充につながると思っております。ぜひ、この遊休施設も壊すのではなく活用する、そういうところに視点を改めていただきたいと思えます。

このたび、地域間交流拠点施設の条例の廃止が出ていますけど、このようにして、遊休施設を民間の方に活用してもらう、あるいは、町と民間が一緒になって活用する、そのような組織をぜひつくっていただきたいと思えます。

それと、やはり、公共の施設でありますので、無条件でというわけにはいかないと思えますので、町のきちっとした理念、そういうのを打ち出すべきだと思います。それがないと、なかなか、税金を使ってやる事業は、町民の理解は得られないと思えますので、ぜひ、大きなグランドデザインを描いて、町長が言うように、住居対策なり雇用対策を実施するということをうたっておりますので、それに加えて、関係人口の創出にも取り組むということが書いてある。町長おっしゃってますので、ぜひ、これが実現できるような施策をとっていただきたいと思えますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 遊休施設の活用条件、このことについてでございます。

1つには今、先行してやりまして、議案としても上程をさせていただいております柿木の地域間交流拠点施設でございますが、今回、遊休施設であったものを民間に譲渡させていただいて、行政の手の離れたところでしっかり活用していただきたいという思惑の中で、御提案もさせてい

ただいているところでございます。

そうした形で、我々の思いが成就をすれば、非常に有効なことだと思っておりますので、そうしたことを、この町内にもたくさん同じような事例があろうかと思っておりますので、検討もさせていただきたいなというふうに思っております。

それで、先行する自治体の話がございまして、鳥取であったり、それから県内の美郷町、けさほど、美郷の新聞記事もあったわけでございますが、基本的には、今ある遊休施設、公共の遊休施設を、これ活用するというところでございまして、その前段として、やはり、そこで選別をしなければならないと思います。

幾らそうは言っても、もうそれにはかなわない施設もあるわけでございますので、除却をするものとそうでないもの、活用ができるものというものを整理をしていかなければならない。その上で、活用できるものにつきましては、御提案なり、今、お話のあったような形で活用する方法があろうかと思っております。

これも、これまで、ほかの議員のところでも答弁させていただきましたように、個別施設計画をつくりましたから、これに基づいて、5年のサイクルになりますが、見直しをしながらやっていくということで、もう民間のほうへ譲渡して、民間のほうでしっかり活用していただくということであれば、そのような方針も出てくるのではないかというふうに思っております。

御紹介のあった先進事例につきましては、またこれ、直接的には企画のほうの担当になりますので、企画のほうでいろいろ勉強させていただいて、次の施策の参考に、ぜひさせていただきたいなと思っております。

それから、住まい対策であるとか働ける場のことにつきましては、まさに今、総合戦略で対応させていただいております。たくさんメニューがあるわけでございますが、これまでも全員協議会等で説明もさせていただいておりますように、K P Iを、目標を設定をしてやっている部分でございます。

改めて私も見ますと、確かに、達成をされてないものもあるんですが、たくさんのが達成をされております。ですから、こうしたことを糧に、もう1つ、ワンランク上を目指して頑張っていく必要があると思っておりますので、そのためには、そうしたら、どうした方法があるのかということで、御提案のあったような内容が活かしていけるのではないかというふうに思っています。

やはり、企業を初め一番問題は、異口同音に言われますのは、住まい対策というのをもう一番最初に言われますので、そうしたことをやっていきたいなというふうに思っております。

このことにつきましては、施政方針の中でも書かせていただきましたが、既存の制度の上乗せとか、そうしたことが今、担当課のほうで検討しておりますので、時期を見て、また議会のほうにもお諮りをする事ができればというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 吉賀町の独自性をぜひ打ち出して、今までも有機農業なりいろいろな面で、IUターン者が一定の人数はおられたわけですので、それを受け入れる、または、企業に来られる方を受け入れられる、まず第一歩として、住環境を町で整える、その施策に少し力を入れてほしいと思います。

次にいきます。

一貫性のある農業施策をとということで通告してあります。

ラッキョウ、サフラン、米、ブランド化が一時叫ばれましたが、今全く、声が聞こえてきません。米に関して言えば、「注連川の糧」の、固有名詞を出したら大変失礼かと思えますけど、潮さんが食味コンクールで金賞をとられました。これは、非常に名誉といいますか、素晴らしいことでありまして、このことによって、吉賀町の米のランクは今、聞くところによると、吉賀町の米は昔からなんですけど、素晴らしい評価を業者さんから受けておると。3,000袋でも5,000袋でも欲しいという業者さんもおられるようであります。

なぜ、こういうことを質問するかというと、この金賞をとられたということだけがよかった、よかったで終わっているからであります。町がもう少し、この名誉なことを本当に取り上げて、真剣に吉賀町の米をブランド化する、その動きをつくるべきだと私は考えております。

「注連川の糧」は17年に設立して今日まで、生き物調査とか、いろいろな行事をしています。聞きますと、まず、高津川を守ろう。これは環境の保全です。それと、後継者がいない地域がだんだん増えとるわけですけど、「注連川の糧」では、高校生なり、子どもから巻き込んで、生き物調査をして次の世代を育てる、この2つが大きな「注連川の糧」の理念だそうであります。

この理念がないことには、幾らここで産業課が、これが吉賀町のブランドだと言ってもだれも相手にしないわけであります。それを、まず吉賀町でつくる。そして、せっかくこういう事例があるわけですので、こういう事例を町全体で盛り上げて、本当に、ある方が白い宝石と言われましたけど、それだけおいしい米がここにある、水田活用、園芸拠点づくり事業とか、キャベツをつくってみたりするよりは、ここはちょっと特殊な場所ですので、これはこれで仕方がないと思うんですけど、やはりこういう、全国でも金賞をとるといったら、めったにないわけでありまして、ネットで調べたら、日本一おいしい米をつくる場所だというのが吉賀町で出てきますよ。それだけ評価が高いのを活用しないで、宝の持ち腐れをしとるわけですよ。

いろいろなことに手を出すのも結構ですが、まず今ある、先人たちがつくってきた宝物を磨く、このことを町はするべきだと思いますが、町長、この「注連川の糧」だけには限らず、吉賀町の米をどうして売っていくか。産地間競争は厳しいわけですよ。毎年、8万トンの米の消費が減っておるわけでありまして、こうやって外食が減ると、また、そっちの米の価格も下がる。だから、

産地間競争はすごい激しいわけでありまして、その中でこういう名誉な賞をいただいたということは、町の財産として生かすべき事柄だと思いますが、町長はこの米について、吉賀町はこうやっていくんだということをどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

それと、島大の名誉教授の保母武彦さんが「食と農・かきのきむら企業組合の今後に期待」ということで思いを寄せておるわけですが、まず、吉賀町は、木質バイオによる地域エネルギーの自立、そして、清らかな水源を生かした薬木、薬草の栽培、加工、これが、健康と有機農業の里のイメージを高めることになる。ぜひ、この2つを取り上げて、農家も消費者も健康で楽しく暮らせる未来を期待したいと書いてあります。

サフランをつくる、ブランド化するというのは、まんざら、場違いな施策ではなかったわけがあります。なぜ本気で、せっかく打ち出した花火をきれいに咲かさないで、そのままで終わらせてしまうのか。本当、継続性のない農業施策だと私は思いますが、町長いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、通告のほうは一貫性のある農業施策をとということで、多岐にわたった答弁も準備をさせていただいておりましたが、お聞きをいたしますと、お米と有機農業と、もう1つはサフランのようでございますので、まず、お米のことについてお答えをさせていただきたいと思いますが、先ほど御紹介がございましたように、注連川の農家の方が、昨年ありました全国レベルの品評会、コンクールで、いずれもすばらしい賞を受賞されました。

特に、静岡であったお米日本一コンテストで金賞をとりましたが、これはまさに、島根県内での受賞はお二人目で、金賞をとったのは初めてでございます。それから、もう1つの食味のコンクールでも立派な賞をとられたということで、ダブル受賞されたということでございます。

私もそのニュースを、お知らせを、産業課の担当のほうからお聞きしまして、ぜひこれは、メディアを通じて皆さんにお知らせをしなければならないということで、大変お忙しい方でしたが、御無理をお願いをして、その報告にぜひ役場に来てもらえないだろうか。それをメディアのほうへしっかり情報発信をさせていただきたいというような、逆に、こちらのほうからアナウンスをさせていただいて、先般、メディアの方に来ていただく。それから、サンネットにちはらのほうにもお出かけをいただいて、ケーブルテレビでも、それから新聞等でも御紹介をしていただいたのではないかとこのように思っております。

我々といたしましては、そうした、まずは結果をとらえて、広く住民の皆さんにお知らせをする、町内にも、米作りで本当に頑張っている方がおられるということを町内、町外あるいは県外の皆さんに広く知らしめていくというのが、まず必要だろうというふうに思っております。

特に、吉賀町の基幹産業は、何と言っても農業でございます。その中での基幹作物はお米でござ

ざいます。非常にすばらしい気象条件があつて、もう1つはおいしい水があるわけですので、これを活用するとなると、我々の、いわゆる諸先輩方が行ってこられた水稲、米作りを主体に農業を手がけていかなければならないんだろうというふうに思っております。

ああして産業課のほうで今、ブランド化のこともしております。その1つが、今のブランドの共通したロゴマークとかキャッチコピーも使っておりますし、それから、ブランド化の、いわゆる認証の方法を、これまでの方法とは幾らか変えて、これまでは、すばらしいお米に対して認証しておりましたが、そうでなくて、今度は、すばらしいお米を作った農家さんに対して、いわゆるブランドを与えていこうと、認証していこうというような仕組みに変えておりますので、農家の皆さんをしっかりと支援できるような施策も打っていきたいと思いますし、そうしたことを、すばらしいお米を作っておられるということ、やはり内外に広めていかなければならないというふうに思っております。

それから、有機の関係でございますが、これは当然、もう40年以上にわたって、旧柿木時代から取り組んでいただいて、もうこれは、全国的にその名をはせたというようなことでございます。さらにこれを、ステップアップさせていただきたいということで、施政方針にもありますように、地域おこし協力隊を採用させていただいて、農家さんの御支援もさせていただきたいという思いで、今、取り組もうとしているところでございます。これに向けた予算もお願いをしておりますので、ぜひ、御理解をいただきたいと思ひます。

それから、サフランのことでございます。

数年前から、サフランとかラッキョウとか、いろいろなことのブランド化もさせていただいておりますが、なかなか実を結んでいないということは、これは否定するものではございません。現状のサフランが、今どうなっているかということにつきましては、全て私のほうで承知をしていない部分もございまして、これは担当の産業課長のほうから、この後、自席のほうで御報告なり、状況の説明をさせていただいたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 時間がありませんので、大変失礼ではありますませんが、サフランの現状は結構です。

今、町長、有機農業のことが出ました。2008年に農水省から、吉賀町はモデルタウンとして指定をされております。それを受けて、平成27年3月に、吉賀町の有機農業推進計画がつくられたはずですけど、それ以降、全く会合も何も開かれてないという現状です。これ1つを見ても、町が有機農業に対してとても力を入れとるということは言えないと思ひます。なぜ、こういう推進計画を放棄したのかというものをお聞きしたいと思ひます。

それと、農水省がまた、これは報道なんですけど、有機農業を2050年までに100万ヘク

タールに増やすという計画を出しております。今が1,600ヘクタールで、耕地の0.4%ですので、この100万ヘクタールというのは、全耕作面積の25%に当たるわけでありまして。

世界も日本も、もう既に、こうやって化学肥料農業も25%から3割削減する。50年先にするよ。農薬の、今問題になっていますネオニコチロイド系を含む殺虫剤は、40年までにこれを、神経系の農薬を使わないようにするために、神経系の農薬を廃止して新しい農薬をつくる、こうやって、いろいろな計画が出ていますよ。世界はいろいろな面で変わってきているわけでありまして。

一昔前のように、農薬、肥料をつぎ込んで、米を作って「せだわら」ができたとか、喜んどの時代じゃないわけでありまして。いかに地球の環境を守って、そして、我々の健康や命を守って、本当に豊かに生きていくか、そのことを世界は気づいたわけでありまして、日本も、こうやって50年ですから、随分先のことですが、それにしても、大きな目標を立てて有機農業にかじを切っているということでもありますので、もう少し、町としても、本当に人集めのときに、うちは有機農業やっていますよということだけではなくて、来てみたら空中散布もやっているという町では、とてもじゃないけど、町外に発信して、人集めをするなんかというのはおこがましいことですよ。だから、ぜひ、吉賀町の有機農業推進計画をもう一回作り直して、町の本気度を見せるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それと、ついでに言っときますが、これは、有機農業というのは、柿木だけの問題じゃないわけでありまして。今、企業組合が、やはり旧六日市町も巻き込んだ活動をしようということで、各集落を回っています。そこで、ただ集まってこういう話をしたいからというだけで、既に、立河内では、この間やった会合では21人、六日市では16人、朝倉で6人、蔵木ははっきりしてませんが、これ聞くのを忘れてましたが、結構な数が集まっている。

蔵木地区は、やはり、ああいふ土壤ですので、豆とかお茶なんか結構出るんだそうです。それを集めて、今アンテナショップに出しています。アンテナショップや福屋にです。1回の会合でこれだけの人が集まって、本当に一緒にやっという方がおられるわけですので、ぜひ全町で取り組むということを示していただきたいと思っております。

それで、六日市は早速、3名か4名の方がアンテナショップに出荷したいということで、申し出て、今、集荷をして配送をしているということも聞いておりますので、別に、六日市地区の方が有機農業に全然関心がないわけじゃないわけでありまして、これは本当に、行政の怠慢ですよ。有機農業と言って、IターンなりUターンなりを迎えるのであれば、もう少し、せめて、この計画ぐらいはつくって、役員もなったばかりで、1回も会合が開かれてないというのを聞いてますので、役員の方に対しても、大変失礼なことだと思いますよ。だから、これぜひ、早急につくるように指示を出していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 有機農業の推進計画の件につきましては、前々からお話があるようでございまして、これは、それが進んでないということであれば、これは問題があるわけございまして、まず計画が、その当時の計画が今はどうかということ、まず見直しをしなければなりませんし、見直しがきかないのであれば、改めて再構築をしていく必要があると思います。産業課のほうで、これについては対応をするように伝えたいと思います。

それから、「せだわら」の話であったり空中散布のお話もございましたが、慣行農業と有機農業のほうのところは、やはりこれまで、それぞれが歩んできた道でございまして、折り合いはつけていかなければならないというふうに思っております。

それから、企業組合さんが各地域に出かけていっているということで、私の地元の立河内も23名の方が出かけられた。特に、そのうちの8名の方は地元の担い手の男性の方だったというふうに聞き及んでおります。私、本当にうれしいなと思いました。

有機に限定したということではなくて、低農薬もあったり、いかにして家で作る野菜、特に我が家で消費できない余った野菜を、何かしらの形で消費者の方に還元をする方法というような御提案だったというふうに私は聞いておりますが、いずれにしても、そうしたことに興味ある方がたくさんいらっしゃるようございまして、六日市だったり、朝倉であったり、幅広く、そうしたところに行政としても、企業組合に限らず、いろんな組織、団体と一緒に施策の展開をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 確かにおっしゃるとおりで、旧柿木と旧六日市の農業形態というのは違うわけですので、一遍にということはなかなか難しいと思いますけど、その努力は、やはりすべきだと思います。

七日市のあるグループは空散はしないで、自分で1,500から2,000倍に溶いた水和剤を散布してます。やはり聞くと、連担地が近いところでその空中散布はできないということをおられます。それが本当の生産者の姿だと思いますので、要望があるからずるずるやるというのではなくて、町の姿勢もある程度示さなければならないと思います。

その空中散布で言いますと、この50年の農水省の化学農薬の計画なんですけど、使用量を半減するという計画です。それは、今、AIを使って、ピンポイントで消毒する。害虫が出たところにその薬をかける。ドローンによるピンポイントの散布なども推奨しています。先駆けて、人の命を守る町なら、ぜひこの辺も考えていただきたいと考えます。

いつものことですが、時間がなくなりましたので、3番目に通告しました自治活動の支援については、大変申し訳ないんですが、このたびは取り下げて、次の第三セクターエポックについて

の質問をいたします。

3月でああやって菌床の生産も打ち切って、大変な負債を抱えて次の道を歩むわけですが、退くもいばら、進むもいばらだと私は思っております。そこで、町の責任を、その補償とか何とかは別にして、ここに至った町の責任を少し聞いておきたいと思えます。

私はこの赤字が出たのは、別にエポックが放漫経営をしたわけでも何でも無い。むしろ、町側に責任があると考えております。それは、売上が下がって生産者も離れていく。結局、先行投資、28年間続いた施設を黙って見ておいた、その見返りだと考えております。

まさに、負のスパイラルに陥ったわけでありまして、先行投資が遅れた、そのことによって品質が悪化してきた。そして、品質が悪化すると、価格の低迷が起こる。価格の低迷が起こると、生産者は生産意欲を失うわけでありまして、生産者が次から次に脱退していく、あるいは増えない。そのことがエポックの経営の悪化につながったと考えております。もし違ふと考えるのなら、その根拠を示していただきたいと思えますし、2回の借入れがあるわけですけど、そのときも、きちっと役員会を開いて、役員の方の了解を得て借入れをしているわけでありまして。

当然、町長もそこに出席をされて、その借入れに了解をとりわけでありまして、この役員会の役員の方の責任も私は重大だと思っております。

その2点と、合併協定書の中にこのエポックの扱い、これは通告してませんので、もしわかりませんでしたらそれでいいんですが、合併協定書の中に、エポックの取扱いがどのように書かれていたか。当時、町長、事務局だったので、記憶にあつたら答えていただきたいと思えます。その3点をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、第三セクターエポックについてでございますが、株式会社エポックかきのきむらにつきましては、第三セクター設立の柱であった菌床シイタケ関連事業から撤退することを受けまして、民営化を進める方針としたところでございます。

設立以来、エポックかきのきむらが第三セクターとして担ってきた公益的な役割がございます。ということでございますので当然、行政も入ったセクターでございますから、その経営の責任は、当然、その経営者たる取締役会だというふうに認識をしております。そのほとんどの株式を持ちます町でございますので、そうしたところの中では、経営の責任も当然あるというわけでございます。

こうした会社のこれまでの経緯を踏まえれば、今回、民営化に移行しようとしているような方針でございますが、それに際しての会社が支える債務超過を解消するためには、やはり、町からの財政出動をするということは町の負うべき責任と考えているところでございます。このことが社会的責任ということで、これまでも担当のほうから、この全員協議会等で申し上げております

が、その分に当たるものだというふうに考えております。

そうした観点から、やはり、今回の債務、負債の部分は全て個人、いわゆる会社の代表のところへ押しつけるということは回避しなければならないという思いの中で、これまで全員協議会で御説明をしていただいたような内容で、財政出動をさせていただきたいというような今、お願いをしているところでございます。

それから、合併協定項目の中の三セク、とりわけ、エポックかきのきむらのことではございますが、膨大な協定項目、それから事務事業の内容整理をいたしましたので、とりわけ、このエポックかきのきむらについてどういうふうな形で整理なり、協定には至ってないと思っておりますが、文言の整理をしたかということについては、今、私のところでは頭に浮かびませんので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） もう1点、お伺いしておきます。

吉賀町には第三セクターが、形態さえ違え、あと2つあるわけですけど、これがもし、こういう事態に陥った場合、当然、同じような扱いをされると思うんですが、それでよろしいですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） エポックかきのきむらが今、示しておりますような方針でいくとすれば、民営化になった後は、残る第三セクターはサンエムと農業公社の2つでございます。

今、この2つにつきましては、経営がどうこうというような当然、事態には陥ってないわけではございますが、やはり、同じ第三セクターという観点で言うと、濃淡はあるにしても、同じような観点から、検証なり対応を考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、10番、庭田議員の質問は終わりました。

ここで昼休み休憩に入ります。休憩します。

午前11時45分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

4番目の通告者、11番、藤升議員の発言を許します。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、一般質問をさせていただきたいと思っております。

最初にお断りをさせていただきます。通告の一番最初にしておりました株式会社エポックかき

のきむら民営化後、何が変わるのかという質問を一番最後に回しまして、エポックに出資した850万円が実質ゼロになったことの教訓についてから質問をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

柿木にあります株式会社エポックかきのきむらは、資本金1,620万円のうち、町が52.5%、850万円を出資する第三セクターと言われる会社です。エポックは町村合併前の旧柿木村の産業振興策の一環として1993年、平成5年に設立され、生シイタケの菌床製造販売、菌床シイタケ選別・販売、道の駅特産品直売所経営、産直市場、アンテナショップの運営、運動交流広場・施設、老人福祉「はとの湯荘」、道の駅かきのきむらなどの管理・運営を行ってきましたが、各施設の売上減少などにより、現在は道の駅特産品直売所経営、産直市場集出荷施設、菌床シイタケ関連施設と道の駅かきのきむらなどの管理・運営を行っています。吉賀町は筆頭株主であり、町長は経営への意思決定に大きな影響力のある取締役です。

3月1日の議員全員協議会において、株式会社エポックかきのきむらの民営化に向けた対応について説明がありました。株主の皆さんから出資された資本金の額面、1株当たり5万円の株で324株、1,620万円の出資金が平成24年度の決算から徐々に減少し、町長が取締役に就任した平成29年度決算から純資産、これは資本金と利益あるいは損失を蓄積したものですが、その純資産の下がり方が急激となり、平成30年度の決算では純資産が赤字になりました。出資した850万円が実質ゼロになった。額面850万円の株券が紙切れ同然になってしまい、公有財産の有価証券850万円の価値が失われる事態になりました。吉賀町以外の出資者から預かった770万円も価値を失い、大きな損害を与えることになりました。

ここで得られた教訓、失敗から学んだことは何かをまずお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、エポックかきのきむら関連でございますが、まず、出資をいたしました850万円が実質ゼロになったことの教訓はということでお答えをしたいと思います。

株式会社エポックかきのきむらの資本金については、平成23年度決算では純資産額が出資額を上回る状況となりましたが、それ以外の年は繰越欠損金により純資産額が出資額を下回っていたのが実態でございます。

単年度の損益を見ると、平成23年度までは黒字の年が多くありました。平成24年度に収支悪化が進んだため、改善計画の策定等に取り組み、平成28年度までは徐々に収支の改善が進んでいたところでございます。平成29年度に急激に赤字が拡大し、ほぼ全ての事業部門で収支赤字となる中、経営の回復は困難な状況に陥りました。

こうした経緯も含め、現時点で教訓となることは、公益的役割を担う組織であっても、少しでも悪化の傾向が見えたときには、収支状況や事業を取り巻く状況を早急に分析し、早期の判断を

行うことが重要であるということになります。また、実効性のある計画づくりと、その取り組みや点検について、金融機関等も含めた関係機関に協力を得ることも重要であると考えております。

これまで町といたしましては、第三セクター等の経営健全化等に関する指針に従って対応してまいりました。特に近年は、指針の第3にあります第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化の中の1つ目として、第三セクター等の経営健全化についての役割分担に基づきまして、経営の効率化・合理化の余地について検討し、指導・助言を行っております。

こうした中、申し上げました指針の第3、2番目でございますが、抜本的改革を含む経営健全化における、少し詳細な話になろうかと思いますが、そこにあります(1)③に示されておりますが、債務超過に陥ったため、抜本的改革が必要な状況となりました。同時に会社としても事業に回復の期待が持てないと判断いたしまして、事業見直しを決断してきました。こうした状況を受け、抜本的改革の手法として、民営化に向けた動きに進んでいます。また、(3)に基づきまして議会説明も行ってきたところでございます。

また、申し上げております指針の第3の3番目、債務調整を行う処理策の(1)でございますが、ここに示しておりますように、債務調整に当たっての手法が例示されており、この手法の検討を行った結果として、私的債務整理に準ずる形の債務整理に向けた対応を現在進めているところでございます。また、その内容を議会のほうへ御説明をさせていただいているという状況でございます。

○議長(安永 友行君) 11番、藤升議員。

○議員(11番 藤升 正夫君) 今の御答弁は、最近になってからの集中した説明等の内容であったというふうに思います。

エポックは2019年、平成31年3月に資金ショート、倒産の危機にありました。取締役会はこの事態を避けるために日本政策金融公庫から2,000万円を新たに借り入れることを決定をしました。この判断が正しい判断であったのでしょうか。私は、それまでに既に5,000万円、平成30年5月に行っているわけでありまして、それと併せて月々70万円以上の返済を行う。そういうところにエポックが押し込まれた。そのように理解をしております。そして、町長は、昨年の施政方針におきまして、当初予定をしていた菌床製造施設の整備をしないということを施政方針の中で述べられましたが、さきの2,000万円借りたときの再建計画、その中には町が施設を整備するということが条件になっていました。その条件がなくなってもかかわらず、去年の段階で少なくとも、遅いんですが、手を打つことにならなかったのか。そのために赤字はさらに膨らんできた。そのことについて町長はどのように考えているかお聞きをします。

○議長(安永 友行君) 岩本町長。

○町長(岩本 一巳君) 今、御説明があったとおりでございます。平成31年3月、ですから平

成30年度末の段階で債務超過に陥るということでございます。そうした状況が見えてまいりましたので、会社のほうで改めて改善計画をリニューアルした事業再生計画を平成31年4月に策定をさせていただきました。これにつきましても議会のほうで御説明をさせていただいているところでございますが、地域の基幹産業であって、それからエポックかきのきむら、会社の核となっておりました菌床シイタケ事業の再生に向けて、そのことを最優先に取り組んでいくというこういった手法で事業再生計画を策定をさせていただきました。それには生産者の方ということが当然あるわけでございますが、以後のところで、天候のことであったり、いろいろな状況、これにつきましては、先般、この議場で社長のほうからも御説明があったところでございますが、様々な条件が、いわゆる悪条件が重なったといいたいまいしょうか、そうした状況の中で、生産者の方のほうとも御相談をさせていただきながら、そして、産業課のほうが入った中で協議をする中で、この事業再生計画に合った菌床シイタケのいわゆる施設の部分については断念せざるを得なかったというような判断をしたところでございます。

もとより、この事業再生計画の内容を改めて政策金融公庫のほうにお示しをしながら、この内容であればということで平成31年の2月に2,000万円の借入れをしたというような状況でございます。後の状況は先ほど申し上げた状況でございますが、その後もいろいろ事業の整理等をさせていただきながらということでございまして、まずはアンテナショップのことを企業組合さんのほうへ委譲させていただく。温泉の経営も撤退をするというようなことで、徐々に事業のほうを縮小させていただいて、これまでに至ったと。最終的には、菌床事業から撤退をするというようなことになったわけでございます。

直ちにとということには当然なっていなかったということで今日に至っているわけでございますが、会社としては、そして行政といたしましては、そういう形で現状を見ながら、それぞれ事業の縮小等を図らせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 議会との関係で一言述べたいと思いますが、地方自治法の243条の3、財政状況の公表等のところで、「法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない」とあります。その書類というのは、地方自治法施行令第173条の2、法人の経営状況等を説明する書類ということで言われておりますが、先ほどの地方自治法で規定する政令で定めるその経営状況を説明する書類は、「当該法人の毎事業年度の事業の計画及び決算に関する書類とする」、このように定められております。町長は、この書類、決算に関する書類は確かに第三セクターに関する報告を毎年されておりますからその中にもありますが、事業の計画、これについては、近年は私は見た記憶がありません。少なくとも、平成31年度、それから令和2年度の事業計画は最初から収支

計画がマイナス1,000万円を超える計画がつくられておりました。普通の事業者であれば、翌年にその分挽回するとかそういうものがない限りは、マイナスの計画を総会になどは出せません。私も小さな営農組合の組合長をしていますが、こんなものを出したらむちゃくちゃになるぐらい思って毎年の事業計画出しております。町長は、どういうつもりで連続する、1,000万円といったらすごい金です。それ以上の赤字になる計画を認められたのか。また、それを議会に出さなかったのか。その点お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 事業計画のことでございます。いわゆる多分収支のところでございますが、当然、取締役会等におきましては、そうした内容の提案が会社側からあって、これを取締役会として承認をしたという経過でございます。その経過の中で、いわゆる事業再生計画を立てて、そのところを挽回をしていくというようなこうしたつくりでございましたので、我々としては、その事業再生計画のところ、これが後年度のところでそこを補っていけるんだというところで御承認をさせていただいた。これは恐らく、ほかの団体あるいは個人の方もいらっしゃいますが、取締役会に出席をしておられる方も同じそうした思いで承認をされたのではないかとこのように考えております。

それから、その内容を議会のほうへ提示がなかったということでございます。これは、議会のほうへの説明責任ということからいけば、前段でお話のございましたいわゆる詳細にわたる決算であったり、それから詳細にわたる来季に向けての事業計画の提示であったり、そうしたところでしっかりお示しをしなければならなかったんだろうと思います。我々のところは、前回もお話をさせていただきましたが、年に1回の第三セクターのいわゆる経営状況の御説明、これで足りるものというふうに認識をしておったということもございますので、今、11番議員がおっしゃられたような詳細な内容についてはこれまでお示しをしていなかったということは事実でございますので、この点につきましてはおわびを申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 借金するときの再生計画の一端が崩れた。菌床製造施設・設備を整備するということがなくなったということは既に約束違反だと、私はそういうふうに感じます。エポックの会員さんであったり取締役の方々は、本当はどんなつもりで社長の提案を受け止めたのか。これ以上方法がないと思ったのか。その点については非常に残念な思いであります。もう少し早い段階で真剣に向き合う。そして、議会にも今大変な部分を示すということがあれば、膨れ上がった負債、町で見るそれに対する反応も僕は大きく違ったと思います。そういう点で言いますと、地方財政法第8条、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない」と定めています。常に良

好の状態において出資金を管理できていたか。町に損害を与えていないか。そういうところまで早い段階で町長が考えるということが必要ではなかったのか。非常に今まで町に貢献されてきた第三セクターの会社です。簡単に潰せないと思われたでしょう。しかし、その内容をつぶさに出してみんなで考え合えなかったか。その点、町長、どう思っておられたのか聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 出資金の管理で申し上げますと御指摘のとおりだろうと思います。適正に管理をするというのが本来の姿でございますので、そこがやり切れていなかったということは事実でございます。否定するものではございません。

事業再生計画のところ、当初のもくろみが菌床事業の撤退、施設の更新というところから断念せざるを得なかったということでございますので、その後においては少しずつこの事業を縮小しながら、会社のほうでそうした御提案で我々取締役といたしましてはそれを了承してきたということでございます。

こうしたことをやって今に至っているわけですが、これにつきましては先ほど冒頭申し上げました教訓の部分でございまして、そうした動きを早い段階でキャッチをするというのは当然でございますが、議会を含め、そして金融機関も含めて早い段階で御相談なり御協議をかけていくべきだったというふうに反省をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 時間もありますので、次の質問に移ります。エポックかきのきむらの今年度末の借入残高4,973万円の返済見通しはということでお聞きをいたします。

町が株式会社エポックかきのきむらへ財政支援を行う場合の会社内部及び金融機関を含めた手続の時期と実際のお金の流れはどのようになる見通しかお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） エポックの今年度末の借入残高4,973万円の返済の見通しでございます。

株式会社エポックかきのきむらの令和3年3月末の長期借入金残高については、西中国信用金庫に3,582万2,000円、日本政策金融公庫に1,390万8,000円の合計4,973万円となる見込みでございます。この償還は元金だけで月に66万1,000円となっており、令和2年度は利息を合わせると月に約73万円を返済に充てている状況でございます。

町の財政支援については、現時点では民営化の実施に合わせて5月に実施する予定でございます。そうした考えでございます。

一方で、金融機関に対しては、町の予算決定後には早急に融資条件の見直しの協議を行うべきと考えておりまして、4月には協議を行うことを想定しています。町の財政支援実施前までの一

時的な融資条件見直しも可能であれば実施し、財政支援後は一部繰上償還または全部借換えによる融資内容の変更を行うことを想定をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） といいますと、まだ実際にはそのまま返済をするなり、また、借換えをするなり、一部繰上等について決まっていないというふうにお話では受け止められました。

そこでお聞きをするんですが、エポックかきのきむら自身が先ほどの一部繰上償還等もした後、幾ら返すのか。その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これまでの全員協議会でも再三御説明をさせていただきましたが、これまで金融機関、これは保証協会も含めてでございますが、西中国信用金庫、そして日本政策金融公庫、島根県保証協会、そうしたところに向向しているいろいろなことも御協議なり相談もさせていただきました。結果といたしましては、今この段階、段階といいますのは、町のほうからの幾ばくかの財政支援をするという未確定の段階で、当然のことですが、金融機関として確たるコメントがないということでございますから、後の事務的なことは全て町の予算が決定をされた後になるかと思えます。事務的なところはいろいろところで御協議をすることが可能でございますので、その点については遅滞なく対応していきたいと思えます。

それで、いわゆるその後ということでございますが、今回の当初予算のほうには、これまで説明しておりますように、昨期末と加えまして今期末でいわゆる想定される債務超過部分、全体で4,700万円の予算を財政支援ということで一般会計当初予算のほうへ計上させていただいております。これが最大の財政支援幅ということで今予算で準備をさせていただいたということでございます。

ただ、実際、どれだけのいわゆる財政支援をするかということでございますが、これは、これまで議案を上程するまで、そして議案を上程をした後からも行政のほうと会社のほうとで逐一協議もさせていただいておりますし、現時点で申し上げますと、いわゆる債務超過は債務超過なんです、いわゆる負債の部分が先ほど申し上げました5,000万円弱のところがあるわけでございます。問題はそこをいかようにするかということでございますが、今、行政と会社のほうの話といたしましては、いわゆる責任の分担ということになるのでしょうか、行政といたしましては、5,000万円弱の部分のうち、おおむね3,000万円、これを財政支援をさせていただきたいということでしておりますし、会社のほうもいわゆる残りの2,000万円弱のものを会社のほうの責任として返済をしていきたいということでございますので、先ほど11番議員のほうからは、いわゆる財政支援をした後の返済が幾らかというお話がございました。恐らく今私が説

明したような内容の趣旨ではないかということで、今、あえて答えさせていただきましたが、現時点で申し上げますと、先ほどのような状況でございます。

したがって、吉賀町のほうといたしましてはおおむね3,000万円、会社のほうとしては残りの2,000万円弱のところのいわゆる負債の部分を会社の責任として今度は返済をしていくということになるかと思えます。その返済の部分について、議決をしていただいた後になります。いわゆる関係をする金融機関のほうとの調整が入ってくるということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 大変むごい話をお聞かせいただきました。なぜかといいますと、今、エポックには借金2,000万円を払ってもらおうと。2,000万円というたらどうやって返すんかと、道の駅事業だけで。私はむちゃくちゃむごい話だと思います。月々借金を大体で19万円前後だと思いますが、1人分の賃金相当です。それだけのものを覆いかぶせるということは、大変しんどい判断をされたと私は考えております。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。町と病院のベッド数に対する考えについてお聞きをいたします。

六日市病院存続を考えたとき、町と病院のベッド数に対する考え方の違いが午前中の質問の中でも3番議員からもございました。医療需要との関係を含めてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、町と病院のベッド数に対する考え方ということでお答えをしたいと思います。

吉賀町医療・介護あり方検討会議では、今後の公設民営化を議論する上で、ベッド数を含む病院像が必要であるという見解に至りました。これを受けまして、令和2年度検討すべき課題として位置づけ、作業を行ってきたところでございます。

町が設置者となり、病院を開設する場合、地域医療を守るため、必要なベッド数を何床とするか、検討の際に参考とした項目が次の3点でございます。この点につきましては、これまで全員協議会でも幾度となく申し上げておりますので、繰り返しでございますが、改めてその3点について申し上げたいと思います。

まず、1点目は、地理的要因や人口規模、高齢化率等が類似したお隣の津和野町のベッド数でございます。それから、2点目は、中国・四国地方に存在する吉賀町とおおむね人口の同一規模の自治体病院のベッド数であります。3点目は、六日市病院110床のベッドに占める吉賀町民の入院患者数でございます。

今申し上げました3つの検討項目でございますが、まず1点目、お隣の津和野町との比較でございますが、これからは49床、それから2つ目は、中国・四国地方の同一規模の自治体病院と

いうことですが、この観点からはおおむね60床が多くを占める結果でございました。最後、3点目、いわゆる現状の医療病床110床についてでございますが、現在入院中の吉賀町民、おおむね60人程度でございます。公設民営方式で設置する場合の病床数、今申し上げましたような観点から、50床からおおむね60床が適当と判断した次第でございます。

それから、石州会においてでございますが、令和3年3月2日に町のほうへ提出のあった病床編成と収支予想の資料、これは本年の2月の25日現在の資料でございますが、これによりますと、令和5年度まで現行110床を維持する計画となっております。このことは経営的観点から社会医療法人に対する特別交付税措置の配分を多く受けられることを基本に検討されているためと考えております。

しかしながら、今後、看護師の減少も見込まれるため、現行病床数110床の維持は困難との見解も示されており、その対策としてダウンサイジングを検討されているとの報告も受けているわけですが、それに向けての具体的な案、手法については現在示されていないというような状況でございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 私は、この病院の規模についてですけれども、住民の皆さんのところからは、町と病院の考え方の齟齬に対する不安も聞くこともあります。まず、私が大事なのは、このような困難なときだからこそ、トップの役割が重要だと考えます。町長自身が石州会理事長と膝を交えてしっかりと話し合うことが大切と考えますが、町長の答弁を求めます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今御指摘のとおりだろうと思います。なかなか私というよりも石州会六日市病院の谷浦理事長、本当に多忙を極めているわけでございます。現場を預かる方でございます。経営もということでございます。そうした状況でございますので、なかなか頻繁にということには当然なっておりませんが、不定期ということになるんですが、理事長と私のところ、あるいは関係の職員を交えて、膝を交えてというところでは温度差があるかも分かりませんが、協議を開催をさせていただいているところでございます。

先般はまた経営の安定化に対する要望書の提出も町のほうへ受けたところでございまして、これに対する町としての考え方をお返しをしなければならないということでございますので、実は今日が16日ですが、明日、この一般質問が終わった後のところで、午後のところで再び理事長のほうと私と、それから関係職員を含めてでございますが、病院のほうへ出向いていろいろな協議をさせていただき準備をさせていただいております。時間が調整ができたところで随時そうした調整、協議をさせていただいているということを申し添えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 病院のほうは規模の縮小に対して非常に抵抗感を持っておると感じます。町としてその抵抗感を和らげるためのもの、持っているものは何か、なければいけないいいんですが、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、まさに病院と、それから行政のほうと、それから県のほうも入っていただいて、病院の規模感、いわゆるベッド数等の調整をさせていただいております。当然、町の持っているイメージと病院が持っているイメージは違うわけですが、このところの乖離の部分を少しでも埋めるようにということで今協議をしまして、そうした内容を保健所のほうにも照会をかけながら、県のほうに照会をかけながら今調整をしているところでございます。

具体的ないわゆるそこを埋める策の部分だろうと思いますが、いろいろ具体のところには至っておりませんが、問題は今現に勤務しておられる、それから入院をしておられる入床しておられる方がおられるわけですから、ダウンサイジングということになればどれだけのスパンでそれに到達していくかということになると、そうしたところの人、それから入院・入所しておられる方のいわゆる対応が難しい部分があります。ですから、そうした具体の調整をするためにも、まず前段のいわゆる規模数のところを調整をしていかなければならないということだろうと思います。

もろもろ県のほうのアドバイスも頂きながら今調整をしております。まだ具体的にそのいわゆる緩和策のほうは行き着いておりませんが、そうしたところにも言及をしていかなければならない時期が来ると思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 県のほうからの御意見もということでもあります。その前にも県のほうから病院のほうにその内容について調整をされるという話も聞いておりましたが、実際にそんなに簡単に病院のほうは規模縮小ということになるとは思えません。だからこそ、町として病院がこれからもあり続けるために必要であるもの、しっかりと準備をしていただいて、話合いに臨んでいただきたいというふうに考えておりますので、それを申し述べて、次の質問へ移ります。

地域商社のイメージと生産者との関わりはということでお聞きをいたします。

吉賀町が進める地域商社は、来年2月の設立を予定をしている公益事業を担う財団法人、収益事業を担う株式会社、人材育成・起業支援などを行う社団法人の3つの法人で構成されると聞いても、具体的に何を行うのかまだ見えてきません。

そこで、イメージしやすいように、農産物の生産者から寄せられている問合せから幾つかお聞きをいたします。

1つ目に、出荷から販売までの手数料は売上げの何%くらいを想定しているのか。

2つ目に、取り扱う商品の種類はどのようなものか。例えば、米であったり、ほかの野菜類、加工品、そういうものでお答えを願いたいと思います。

3番目に、商品ごとの出荷の単位はどうなるのか。また、設立から5年後の吉賀町内と町外の金額の割合、目標とする年間の取扱額、5年後です。どのくらいと見積もっておられるのか。

4番目に、地域商社のイメージする物流拠点の大きさ、延べ床面積、また何階建てか。保冷設備、また、冷凍設備の規格、どのようなものを想定をしているか。さらには、既にこの倉庫以外に加工場、事務所などの建設についても動いておられるというふうには聞いておりますので、差し支えなければ場所をお聞きしたいと思います。

5つ目に、10年後、物をつくる側の取り扱う商品を生産する体制、どのように変化しているか。それぞれについてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、地域商社のイメージと生産者との関わりということで、まず、1回目の質問についてでございます。

近隣地域を巻き込み、3つの組織で1つの地域商社というのが吉賀町型地域商社システムということになります。3つの組織のうち、令和4年2月頃に設立を予定しているのは、システムの土台となる財団法人のみでございます。また、現時点で町が出資をするのは財団法人のみで、後段の株式会社と社団法人については民間出資を想定しております。この2つの組織は、財団法人設立後、財団法人の事業を進めていく上で設立を促していくものでございます。

生産者からのお問合せということで、大きく分けて5点についての通告がございました。そのうち1点目の手数料、2つ目の商品の種類、それから3つ目の出荷の単位、取扱額、これに関しましては、財団法人というより株式会社が担う分野となりますので、今後決めていくことになろうかと思っております。財団法人は、生産者や事業者と連携して具体的な収益事業を検討してまいります。その結果、株式会社が卸売事業あるいは農産物を活用した加工事業をすることも考えられると思っております。

財団法人の事業で地域産品販売促進事業がございますが、現時点で検討しているのは、営業の代行、それから展示会への出展支援などでありまして、販売はあくまで生産者、事業者が行うことを想定しております。

また、ふるさと納税業務を財団法人のほうへ委託することを検討しておりますが、受注管理等を委託しますので、財団法人が商品を買取ることは想定しておりません。返礼品として取り扱う商品は種類を限定せず、総務省のルールにのっとった範囲で町内の商品を取り扱うことになると思っております。

それから、4点目の物流拠点についてでございますが、財団法人の地域産業基盤振興事業の中で検討していくこととしておりますので、現時点では規模等詳細については検討に至っていないということでございます。財団法人が関係機関と協議を行い、吉賀町においてどの程度の規模の物流拠点が必要なのか研究していくことになろうかと思っております。

5点目の生産の体制についてでございます。現時点での状況で進めば、これはこの件に限らず、生産者の高齢化等で非常に生産現場が厳しくなっているということは見取れるわけでございまして想定をされます。10年後も継続して農産物の生産等をしていくために、財団法人の支援事業によりまして、事業者の所得向上あるいは雇用の確保を図っていく必要があるというふうに考えております。

それから、財団法人の事務所であったり、もろもろの案件ということでございました。これは、事務方のほうでは幾らか話を進めているかと思っておりますが、そうしたことも含めて、これは前回の全員協議会の資料の中にもあったかと思っておりますが、予算が可決後に4月から立ち上げようとしております協議会、協議会という名前になるか、ひょっとしたら皆さんが参加しやすいように検討会というような名称を今検討しているわけでございますが、その中で協議をさせていただくということでございます。まだ予算が議決をされていない中で、そうした先走った案件の決定等ではできないというふうに承知しておりますので、それはまさにこれからの案件でございます。いずれそうしたことが固まる、あるいは固まる過程においては、議会のほうへつまびらかにしていく必要があるというふうに承知をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 昨年6月の定例議会に、経済常任委員会が地域商社についての中間の委員会調査報告を行っております。この中で示された問題点として、生産者との関係、生産物について、また、予算についてそれぞれまとめられております。報告は、生産者との関係について、生産者・住民に周知されていない。地域商社がです。それと、生産者からの盛り上がりがないというふうに述べていました。

この間の町の取り組みは、意見交換会、ワークショップ、パネルディスカッションを通じて幾らか生産者に伝わったと思いますが、具体的なイメージを持たせた参加者は少なかったと思います。それは、生産者、生産の現場と地域商社とを紡ぐ太い糸がなかったからではないかと私は思います。

もともと町民への周知の徹底を求める議会側に対して、執行部側は、関係団体と話をして財団法人の事業内容を詰める。町民への周知はもう少し先になるというもので、さきの調査報告書の問題点に応える考えに転換されないまま事務が進められてきた結果だからではないかと考えます。

そして、先ほどの町長の答弁でも、財団法人がすること、また、株式会社がすることという分

け方で、株式会社のすることについて具体的なものを示すことにはならなかった。しかし、生産者は一番気になっている。それをどう結びつける。その作業をどうするのか。株式会社をつくるまで待ってください。でも、出捐金は出しては納得できないと私は考えます。

住民への周知、これはまだまだ先になるのか。青写真をつくるということもやるのであれば、株式会社をつくる前に示すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 昨年、議会のほうからいろいろなアドバイスを頂きまして、それに基づいて少しスピードを緩めてもう1回立ち止まってということではいろいろなところへ担当課なりが足を運んで調整をさせていただきました。その一つの手法として意見交換会であったり、御紹介ありましたワークショップであったり、それから2月にはパネルディスカッションも開催をしていただいたということで、多くの方に御参画を頂いたというふうに感謝をしているところでございます。ただ、そうはいつてもまだまだ十分なアナウンスができていないというのは承知しております。足りない部分ということであろうかというふうに思っております。

先ほど答弁をさせていただきましたが、4月になりましたら協議会あるいは検討会なるもので、まずは財団法人のありよう、これは周知も含めてでございますが、それを協議をさせていただきますし、それから、その先にあります生産現場の方が非常に一番気になる、いわゆる株式会社がやるところの収益のところですね、こうしたところもある程度イメージをさせていただかなければならないと思います。そのことをしっかり生産現場の方、生産者の方にも御理解をいただかなければならないと思います。4月からの作業はまさにその部分でございますが、まずは財団でございますが、その将来的なところの青写真を少しでも濃い青写真ができるように、これは協議を進めていかなければならないと思います。

もう一方では、議会、それから住民の皆さんに同じように、去年の秋にやったような形の意見交換会、ワークショップ、そうした手法がいいのかどうかも含めて関係者の皆さんに幅広く参画をしていただくような仕掛けをやりながら情報発信をしていかなければならないというふうに思っています。結局、それをやらないと、財団法人ができて、後段のところの株式であったり社団法人はできないわけでございますから、そこが非常に重要になってくる部分だろうというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） これはよその経験ですけれども、ネクストテンというところが地域商社についての広報をしておりましたので、それを一つ御紹介をさせてもらいたいと思います。

地域商社事業で最も重要なことは、誰がやるか、次いで、何をやるかであり、この手順を守る

ことが鉄則である。まずは地域にこだわり、責任を持った覚悟のある人物が必要であり、いかに魅力的な人たちを呼び込めるかは、地域全体の度量にかかっているというふうに述べています。

この流れの中で、ながと物産合同会社の執行責任者、山本桂司氏は、そもそも本当に地域商社が必要なのかをよく考えなければいけない。なぜ会社をつくるのか。利益を上げる事業の構想が明確にあって、それを実行する既存組織が実際にはないということが明らかになったときに地域商社の立ち上げを検討すればよいとも述べています。

また、これは京都にあります100年先も続く農業を、これはどこかで聞くようなフレーズですが、100年先も続く農業を標榜する野菜提案企業、株式会社坂ノ途中というところがございますが、ここは、小規模でも新規参入でも研さんを積めば農薬・化学肥料に頼らない環境への負荷が小さい農業が事業として成立する。そんな会こそが目指すべき姿と考えています。現在の提携農家は約200件、取り扱う野菜の品種は400種——これは年間です——に上ります。農家は京都をはじめ、西日本の農家を中心です。野菜の集荷は、近隣農家は持込みや当社——この会社の集荷便、遠隔地の農家は宅配便で京都まで送ってもらっています。一方、販売先は、定期宅配を中心に1,600件、この中心は関東地方であります。

このような形で行政との関わりでないところで事業を行って成功しているところもありますので紹介をして、一般質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、11番、藤升議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後2時00分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

5番目の通告者、8番、大庭議員の発言を許します。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 高津川の整備をとということで質問いたします。

高津川は一級河川であり、吉賀町でも清流日本一で大々的に広く世間に宣伝してきております。花火大会、水源祭りのイベント等も行われてきております。

こうした表舞台とは裏腹に、高津川の一部は昔のまま竹やぶが河川敷を覆っており、川の中には大石やごみなどもあり、一部川の境界も崩れてきており、危険でもあります。これが高津川の一部であるのかと目を覆いたくなる箇所もあります。

県道を通行しておりますと、そこの部分は竹が覆い茂って全く分かりません。これらの竹を放置すること自体も問題があり、景観上も汚く、なぜ放置しているのか首をかしげたくくなります。

この現状をどのように思うのか。県には毎年言っており、それ以上は知らない。こんなことで

いいのか、これが町の姿勢なのか。町長の姿勢を伺います。このままでよいと思われるのか、まず伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、高津川の整備をとということでお答えをしたいと思います。

高津川全域におきまして、河川内の堆積や流竹木の繁茂により、景観もさることながら、洪水時の影響が心配されているところです。この状況につきましては、町民の方々より多くの要望が寄せられておりまして、吉賀町といたしましても危惧しているところであります。

私といたしましても現状はしっかり認識しておりまして、その解決のため、あるいは解消のために鹿足土木協会等を通じまして、機会あるごとに島根県のほうへ要望しているところでございます。決して現状を見過ごしているとかそうした姿勢ではないということを改めて申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 毎回、県には申しておるということでございますが、言い方で強く言うのと普通に言うのとでは違いますし、切実な問題であるので、町長も物すごく自分で訴えるように言ってもらわんと向こうにも通じんと思うんです。そこら辺が欠けているのではないかと思います。この部分だけが現時点で放っていいのか。なぜ放っているのか。今後どうするのか。何においてもすぐに着工するよう県に要望する気があるのか。改めて伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 物の言い方であったり、それから訴え方であったり、それが足りないのかも分かりません。私といたしましては、切実に現状を訴えているつもりであります。それがまだまだ足りないという御指摘でございます。これは私の政治家としての未熟な部分でございますので、そうしたことも留意しながら、これは鹿足土木協会ということでの要望活動でございますが、津和野町と一緒に、これは議会サイドも同じ構成員でございますので、議会とも一緒になって引き続き繰り返し要望活動を行っていきたく思います。それ以外にすべはないわけでございますので、そのことを繰り返し行っていく所存でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） お金は国や県が出すのであって、町はあまり関係ないようなことではあると思うんですけど、住んでいる当事者そのものが直してくださいと。あそこだけがずっと前から原始が始まって以来ずっとほったらかしになっておる。これがなぜなのか。物すごく私は不思議に思うんです。その辺は町長も改めてそこはよく考えてほしいと思っております。

普段は水が流れず水なし川としても有名であります。一旦大雨となりますと濁流となり、危険でもあります。特に近年の異常気象を思うと見過ごすわけにはいきません。この件は何度も言

ってきております。様々な要求がある中で、ほかの議員の皆さんはいろんな政策や、あるいは提案をしておりますが、しかし、私はこういう何というか、直してくださいということ、これを言わなければいけないという、こういうこと自体がまず遅れているなど思っております。大変なことであり、当たり前ではありますが、直すべきを直すという、これは早くせんと、何というか、もう一生せんのか。あるいは、あの部分だけ他の人がせんでええと言うているのか。その辺も疑いたくなります。

町長は蔵木地区にはあまり手をつけないように私は感じております。蔵木も吉賀町の一部であり、放置すべきではなく、いま一度考えてほしいと思っておりますが、町長、改めてその思いをお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 御指摘のあります蔵木地区の高津川の状況でございますが、御指摘にございますように、護岸の一部が損壊したり、それから、これは高津川全域で言われるところでございますが、立竹木が繁茂して除去ができていないという状況でございます。この状況につきましては、島根県のほうも、当然のことでございますが、状況を把握しておられるようでございます。特に護岸対策につきましては、今、県のほうで今後の対応方法を検討している状況とも聞いておりますので、それが一日でも早く、そして一年でも早く着工できるように引き続き要望をさせていただきますと思います。

それから、蔵木地区にあまり手をかけないという今御指摘でもございますが、決してそんな気はございません。今回の当初予算あるいは施政方針でもお示しをしておりますが、全町を見渡す中で特にインフラ等で不足している部分は、町のほうの対策として講ずべきところはしっかり対策を講じているところでございます。あとは国とか県の管理の部分、特に県道であったり、それからいわゆる県管理の河川であったりということは我々のいわゆる手の及ばないところでございますから、こういったところは関係機関に対して要望していくしかないわけでございます。引き続き強力な要望活動を行っていきたいと思います。

それから、もう一つは、鹿足土木協会とか行政の立場で要望活動も行いますが、できればその際に地元の方も一丸となって要望活動していただければ我々も心強うございますし、それから、その要望を受ける県あるいは国もそのような意向が、地元の皆さんの生の声が伝わるわけでございますので、そうしたところのお力添えもぜひ頂きたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 生の声もぜひ聞かせてほしいということでもありますけど、こういう問題は言わなくても、昔からずっとあそこは残っていると。その辺がすごく私は不思議に思うんです。町長も何も感じないのか。感じてはおるけど、どうしようもないと、そういうことなの

か。とにかくあそこだけ放っておくということ自体がおかしいと思います。何であそこだけ高津川の部分ができていないのか。ぜひやってほしいと思います。ほかの予算ではいりなくならないと言ったらいけませんが、いろんな予算が行われておりますけど、これは重要なことでありますので、ぜひしてほしいと思います。こんなことで終わってはいけないのだが、もう町長もどうしようもないということで、また多分何十年も放っておかれるのか、と私は思いますが、次の質問に移ります。

昨年秋に民家が全焼する火事があり、多くの消防団員が必死で消火活動に当たりましたが、あえなく全焼となり、とても残念なことでありました。当日は風がなくよかったです。あいにく消火栓に遠く、水を引っ張るのに時間がかかり、また、水利も悪く、他の井手を利用して消火を当たりました。川ではないので水があまりありません。これらのことから言えるように、水がとて少なく、防火水槽も2か所ありましたが、遠くて今回は役に立ちませんでした。

町全体ではありますが、吉賀町の消火栓なり防火水槽をいま一度改めてみる必要があると思うが、既にできている地域もあろうかと思いますが、消防管理者である考えを伺います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、消防水利について答弁をさせていただきたいと思えます。

消防水利には、防火水槽や消火栓をはじめ、プール、池、水路、河川なども含まれており、それらを活用して消火活動を行っているところです。

昨年10月の建物火災については、消火栓と用水路を利用して消火活動を実施しております。消火栓については、貯水池の容量が限界に達するおそれがあったため、防火水槽を利用した中継放水に切替えを行い、消火活動を行ったところでございます。

御質問にありますとおり、消防水利の確保という点については課題として捉えておりまして、防火水槽や消火栓の見直しを行う必要があると考えております。

防火水槽や消火栓の設置については、消防法の基準、水道施設の貯水量など、法的・機能的な制約を受ける場合もありまして、さらに財政的なものも伴うことから、直ちに対処できない場合もありますが、消防水利施設全体の中の課題であると捉え、防火水槽や消火栓の見直しに限らず、河川や水路など、地域ごとの実情に応じて検討していく必要があると考えております。

また、消防水利の状況がよくない場所での消火活動については、消防水利の設置場所等の問題解決に加えて、消防団の消防力向上も併せて行うことが必要であると考えております。中継放水や土のうでせき止めをするなどにより、臨機応変に対応できる消防力の向上にも取り組んでいきたいと考えております。

また、火災を発生させない予防のための啓発活動も重要と考えておりますので、消防水利の見

直しと併せて、消防団をはじめ、消防分遣所や関係機関とも取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 当日は、先ほども言いましたけど、風がありませんでしたけど、もう少しで山火事となるというそういう危機一髪のところで、木が2本ほど焼けていますけど、そういうところで食い止められたというのは不幸中の幸いでもあったと思います。山火事になると大変なことになります。

そういった中で、消防水利というのは必要なことであり、私が思うんですけど、今、井手がありますけど、井手の途中でちょっとした広い、広いといってもそんなに広くはないので、1メートルぐらい広くしておいて、深さもあんまり深くすると石がたまったりして無駄ですが、そういう深さのある、つくっておくと、せき止めんでもそこを利用して水を取れるというそういう利点で、また、予算もあまりかからんと思います。そこら辺のことは樋口に限らず、吉賀町いろんなところでもあろうかと思いますが、ぜひその辺は考えてみる必要があるのではないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回の通告ございましたので、改めて昨年10月の火災についての概況の報告を見させていただきました。10月26日のお昼でございましたが、2時間30分、延焼拡大をしたということでございまして、この火災によって残念ながら車庫を全焼し、それから旧自宅でございましたものも全焼、それからビニールハウスも焼損、そして山につきましては、先ほど議員のほうからもございましたが、3.2アール焼失をしたということで、私も現場に駆けつけたときには既に山に火が入っております、常備消防のほうからは防災ヘリの要請を考えていると、こういうことでございました。かつて樋口は大きな山火事もしております、ちょうど私もそのときは総務課長でございましたが、防災ヘリを要請をして、一昼夜焼けるという本当に大変な思いを消防の関係者の方にさせておったようなことも経験しておりますから、山に入らなければいいということでございましたが、結果的に常備、非常備の消防関係者の方の懸命の消火によりまして、どうにか先ほど申し上げたような最小限の焼失に収めていただきました。本当にありがたいことでございます。

それから、当時の現場の防御図も今回常備のほうから提供していただきましたが、今回は用水路と、それから近くの75ミリの消火栓から水利を求めましたが、消火栓のほうを使うとどうしても水道のほうへ影響があるということで、途中から近くにありますが防火水槽のほうへ水利を求めて、それぞれ2口、2口で、4口で消火活動に当たったということでございます。なかなか水利の悪いというところで、これは樋口に限らず、全町的にそうした箇所はたくさんあるわけでご

ございますが、消火栓とか特に防火水槽を整備すれば、多額の予算も必要になるということで、そうした中で、今、8番議員のほうからはあまりお金をかけないでできる方法ということで、用水路であったり自然水路のところで幾らかの堰をつくってやればというような御提案を頂きました。先ほど答弁で申し上げましたように、まずは消防水利のところをこれは現場に限らず全町的な見直しをするということで申し上げましたので、消防団、常備を含めてその検討をするようになるかと思いますが、そうした中で水利がここは必要だということになったときに、その水利の設置の仕方をあまり大きな予算をかけないで対応できるものがあれば、今御提案のあったような内容でございますが、ぜひ検討もしてみたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ぜひ検討していただきたいと思います。今日質問しました2問、これはとても大事なことであり、町長もそこはしっかり思って頑張ってもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、8番、大庭議員の一般質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午後2時32分休憩

.....

午後2時38分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

6番目の通告者、6番、大多和議員の発言を許します。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 6番、大多和です。今から質問というか、発言する内容は主に公民館活動となりますので、公民館に関しては教育委員会の所掌とは思いますが、一応、組織の再編を伴いますので、あえて町長に質問いたします。

公民館はサクラマスプロジェクトを進める中心組織であると同時に、地域課題や住民の学習意欲を充足する社会教育施設です。地域課題解決に向けて学習機会の充実及び地域づくりを担う人づくりを中心に据えた活動面のほか、様々な活動を支える運営体制の充実が求められます、と令和3年度の予算の説明にはありますが、この公民館をもっと住民に近づける必要があります。

きょう、3番議員の質問の中でも、吉賀町は地域特性として住民が広く点在するとか、10番議員の質問の中でも、同じように住民が広く点在し、住民の福祉を守る必要があるんだという町長の答えがありましたが、公民館をもっと住民に近づけるために、一つとしては、公民館の主事を会計年度任用職員ではなく、役場正職員を配置し、かつ役場と各公民館をインターネット等で結び、役場への届け事項のうち、戸籍、住民票に関する事務とか、上下水道に関する事務などを公民館で取り扱う。現に広島市では市内のコンビニで印鑑登録証明書などもちゃんと請求できる

ようになっています。もっと身近に公民館が使えるれば非常に便利ではないかなと思います。

2つ目として、公民館に喫茶店のような施設を併設し、住民が気軽に立ち寄れる場とする。そのための公共交通網を整備するということが必要ではないかなと。特に、先ほどもありましたが、住民の福祉を守るということでは、私も今しておりますが、社会福祉協議会に、あれは小地域ネットワーク事業として地域見守り隊というものを社会福祉協議会に業務委託されておりますが、このような地域の見守り隊を公民館を中心に活動していけばいいのではないかなと。今の地域見守り隊というのはボランティアでやっていますが、はっきりと言ってある程度地域では高齢者の方がこの地域見守り隊を担っております。よその市町村では、以前にも発言しましたが、例えばテレビがついたらその人は元気だとか、そういうようなことをやっている地域もあります。現に津和野町がそうですね。そのようにいつまでも人に頼るのではなく、公民館、各地域にある公民館を中心に地域の見守り隊も必要ではないかと思っております。

また、公共施設等総合管理計画というものが平成28年度に立てられまして、この管理計画が5年ごとに見直しすると当時説明されましたが、ちょうど第1回目の見直し時期が来ています。先般、議会に対しても各個別の施設の長寿命化計画等が示されました。その中でも、各地区の集会所や自治会館でそれらの地域でダブっているものがあります。これらは統合して予算の不要な支出を削減すべきだと思います。

今朝ほどの3番議員の質問では、六日市庁舎、柿木庁舎は問いませんがと言いましたが、私はあえて言います。六日市庁舎に柿木庁舎を統合して組織を見直す必要があります。先ほど町長が合併協議会のときの尊重するんだと、だから、庁舎は統合できないんだと言われましたが、もう10年は過ぎ、15年がたとうとしています。もう協議会の尊重もしなくてはいいのではないのでしょうか。住民の不便性を解消するのが必要ではないのでしょうか。庁舎を統合し、住民の不便性を解消する時期が到来していると思っております。

そして、柿木庁舎には地域振興室を残して、先ほど空いているスペースはないと言われましたが、1階の産業課や建設水道課ですか、これを六日市庁舎に移せば結構1階も空きます。また、2階も相当空いております。この空いているスペースに公民館や図書館等、柿木地区に分散している施設を統合すべき時期が来ているんじゃないか。そして、あそこに道の駅、ふれあい会館、庁舎と、これらをそれぞれ近いところであって住民が気楽に集える場所にすべきではないかなと思っております。

今言ったようなことを考えていただけないかと提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、役場組織の再編をということで、まず、公民館の件についてお答えをしたいと思います。

公民館の役割は、地域の人づくり、絆づくりを通じての地域づくりであり、そのキーワードは、集う・学ぶ・結ぶです。まさに議員が言われるように、公民館は住民がそこに集うことから始まると思います。

通告のありましたまず1点目の体制等についてでございます。各公民館に正職員を配置して役場の窓口業務を実施するという御提案ですが、令和3年度当初予算で計上しております公民館主事の1名増員は、公民館を核とした地域づくりを進めるためのものです。いずれにいたしましても、現状で正職員を配置するには課題も多く、対応が困難と考えます。

先ほど3番議員のところでは定員適正化計画を申し上げましたが、精査に精査を重ねて現状のところをまずは101人でスタートをさせていただいて、令和3年度当初ですね、それで、新しい需要もあるということで3名増やすというような計画を立てております。

そうした中で、各公民館5か所へ正規職員を送り込むということは、いわゆる本庁機能が教育委員会も含めて5人そこへ欠員を生じるということになります。じゃあその業務を誰がどういう形で行うのかということになります。それは手法とすればいろいろあるんだろうと思いますが、業務委託であったりそうしたことも想定されるんだろうと思いますが、現状の中ではそれが非常に厳しいということでございます。御提案のあった内容を否定する気はさらさらございませんが、現状におきましてはなかなか難しいところがあるということを申し添えておきたいと思っております。

それから、2番目のいわゆる運営方法と、それから3点目の公共交通網のお話もございまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

公民館に喫茶店のような施設を併設して住民が気軽に立ち寄れる場とし、そのための交通網を整備するという御提案ですが、令和2年度から公民館を核とした地域づくりを進め、自立した持続可能な地域をつかっていこうと考えております。各公民館の区域がどのように地域を活性化していくかということ住民の皆さんが課題を出し合い、議論していただきたいと思っております。その中で、議員が提案されるようなことも含めて、地域活性化施策が提案され、実行されればいいのではないかというふうに思っております。

小地域ネットワークのお話もございまして、そうしたことを身近なところで公民館が核となれば、これは非常に小回りが利くようなことも期待はできるわけでございますので、そうした地域課題を公民館の中へ関係者が寄り添って集まって協議をして、そこから課題を解決をしていただくというようなスタイルがいいかと思っております。教育委員会のほうではそうしたことも今考えておりますし、それから、新たな公民館ということで、これは地域づくり、振興づくりという面からも町長部局も加わって議論を重ねていくということもございまして、これからの課題になろうかと思っております。

それから、次に、地区集会所、それから自治会館、さらには庁舎についてでございます。

まず、地区集会所と自治会館との関係についてでございますが、現状において直ちにその対応をするものではありません。ただし、人口減少や高齢化などが進み、自治会運営や、それから施設の管理に支障を来す事例が危惧される場合には、近隣の自治会と協議をし、組織や地区集会所のあり方について検討していかなければならないかと思えます。これは、全員協議会でも御説明申し上げましたが、自治会館のあり方について宿題も頂きまして、いろいろ担当課のほうで各自治会へ本当に幾度となく出向いて調整をさせていただいて、地区集会所、自治会館のいわゆる課題の整理をさせていただいて、今回の施政方針でも述べておりますし、予算の計上も今させていただいておりますので、まずはそうしたところから手がけていって平準化を図りながら行っていきたいと思えます。

それをしながらなんですが、申し上げましたように、地区集会所の管理、とりわけ自治会等の維持が難しくなったところにつきましては、幾らか隣の集落と自治会と統合するとかそんなことも考えております。それから、地区集会所が点在をしておいて、それを幾らか束ねるようなそうした地区集会所、基幹となるような地区集会所があれば、自治会館と同じような機能を持たすようなことも考えているということ全員協議会で申し上げておりますので、これからの自治会のありようを見てそのような対応を適宜取ってまいりたいというふうに思っております。

それから、庁舎の件についてでございます。これは先ほど3番議員のところでお答えしたとおりで、それに変わりはございません。いずれにしましても、庁舎も含めてでございますが、先ほど議員のほうからもございました公共施設等総合管理計画に基づきます個別施設計画を今つくっておりますので、これに基づいてそれぞれの施設についてこれから検討していきたいというふうに思えます。

そうした中で、その一覧表にも保全計画にあったと思えますが、庁舎であったり、基幹集落センターであったり、ふれあい会館であったり、図書館であったり、そうしたことを全体を網羅する形でこれから検討を加えていくということでございますので、これからの課題になろうかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） ただいまの回答の中で、町長は、各公民館に主事を配置するのは今から採用が困難だと、101名でスタートをするんだからと言われました。本当に割けないんですか。町の職員はそれほど能力を有しないわけですか。そうじゃないでしょう。優秀な職員を雇用しているんだから。先ほど中央からの業務も多くなったからとか、だから、福祉事務所を町につくったんだと言われましたが、まだまだ今は町の職員がその能力を発揮していないんじゃないですか。今、中央省庁でいろいろ問題になっておりますが、私が公務員としてやっていた頃、何人減らされたか。同じ業務。しかも、加えたのをやりながら。それをやらざるを得なかったん

です。ところが、吉賀町の場合は、私が8年前に議員になってから以降、1人も減っていないです。ましてや、101名でスタートする、4月1日から。どんどん増えよるじゃないですか。もう少し地域特性として、住民が広く点在している地域なんですから、社協にばかり頼るんじゃないし、しかも社協には見守り隊の業務委託はしていますが、社協が個々の地域へはみんなボランティアです。しかも、ボランティアでお願いしているのがもう高齢化ばかり。隣の人がどうなっておるか分からん。今日も除雪計画のこともありましたが、あの大雪が降った日に見守り隊の人はあの雪の中を本当におられるかどうか、まだ除雪もしていない中を歩いて見られるわけです。それをボランティアとして地域で支え合っていくんだからといって許している町の姿勢というのは問題があるんじゃないですか。もう少し公民館を中心として小さな固まりを、はっきり言って吉賀町、5つの公民館に、だから、吉賀町は5つの固まりにやればまだそれぞれの地域での見守りも見やすくなるんじゃないですか。それを社協にばかり依存せずに役場自体が今考えるべきじゃないんですか。先ほど町長は住民の福祉を守ると言われました。住民の福祉を守る中に、それは社協に業務委託しておけばそれでいいんだと。そういう姿勢にしか取れません。もう少し公民館活動、公民館主事をちゃんと正職員を入れてすべきだと思います。もう一度回答をお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 大変厳しい御意見を頂きましたが、職員が能力を発揮していないということであれば、その根拠を明らかにしてもらいたいと思います。まずそのことを申し上げたいと思います。

それから、定員適正化計画の中に、これは見ていただいたと思いますけど、7ページのところには、非常に厳しい精査を役場の中でしながらも、今の行政のニーズ、需要に対してまだ職員は15人足りないという積算、試算をしているわけです。そうした中でその15人を上積みせずに、どうにか3人で抑えて定員適正化計画をつくったということでございます。これは今回、全協のほうでお示しをしたこの中にしっかり書いてあります。これを読み取ってもらいたいと思います。

それから、見守り隊のお話でしたが、私は、自治体というのは、これは菅総理も申し上げておりますけど、全て公がやって、これがまちづくりになると私は思っておりません。それぞれの持分があるんだと思います。自助であって、共助であって、公助であって、それぞれの持ち部分をしっかり補って全体のまちづくりをする、国づくりをするというのが、これが私はあるべき姿だろうと思います。ですから、見守りのお話もございましたが、決して社会福祉協議会のほうへ、その業務をしておるから、委託をしておるから、それで我々行政はもう知りませんよということを言っているわけでは決してございません。公の福祉の増進のために社会福祉協議会の

果たすべき役割も当然あるわけでございますから、行政のところで補えない部分は社会福祉協議会にそうした仕事をお願いをさせていただいて、地域の皆さんと一緒にって見守り活動をしていきたいと思います。これがいわゆる共助でございます。それに行くまでのところは、災害も同じでございますが、自助であって、最終的に自助、それから共助でできない部分は、これは公のところでやっていく公助だろうと思いますが、そうしたスタンスでまちづくりを考えていかないと、何もかも行政にということであれば、私は地域の力はつかないと思います。まさに地域力がつかないだろうと思います。ここはぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

定員の関係で非常に厳しい御指摘を頂きましたが、今回、議員のほうからの一般質問の通告は、公民館主事を会計年度任用職員だけではなく、役場正職員を配置をしてというその前提でのお話でございますので、そうなるということでは、5つ公民館がありますから、今、会計年度任用職員じゃなくて、それを正規職員にすれば、おのずと101になろうとするところのうちの5人はそこへ取られるわけですから、じゃああとのカバーをどうするかということです。できればそれはやってもいいかと思いますが、現状ではできないということです。行政の需要として、今はまだ現場のほうは15人足りないという試算をしているわけですから、そうした中でそうしたことをいたしますと、まず、現場の住民サービス、窓口業務もできないと思います。そうしたところを考えていかないと、総体的に考えていかないと定員の管理はできないということを申し添えておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今、定員の管理ということで15人足りないと言われますが、それは今の町の目につくっているわけですから、町の職員がつくっておるわけですから足りないかも分かりません。だけど、絶対に今の中では職員が能力を十分に発揮できる状況にあると思います。だけど、考えてみてください。これにはありませんが、地域商社の最初に、地域商社の事業を発表したときに何て言われました。地域商社事業に私たちはスキルがありませんから業務委託をしますと言われましたよね。そういう説明があったと思います。思い出してください。だけど、スキルというのは誰もが最初から持っているもんじゃありません。それぞれが経験してやってきて初めてスキルがつくんじゃないんですか。ところが、地域商社のあの発表の場に、私たちはスキルがないからといって、自分たちが積極的に出ていこうとしなかったでしょう。そこが問題なんです。そこへなぜ出ていかないのか。出ていける能力はあるのになぜ出ていかないのか。それは十分に能力を発揮しておるとは私は認められません。確かにそういう中で5名の職員を公民館に割くわけにはいかんと。それだったら5名割いて、5名を本庁舎なりに会計年度任用職員として雇用すればええじゃないですか。もう少し住民と公民館が密になるように提案しておるんですから、じっくりと考えていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 商社のお話でしたが、そうした説明も全協でしたかも分かりません。当然そのスキルの足りない部分を補うために、それを委託をさせていただいたということですが、これも今何年かたちましたが、予算のほうも少しずつ削りながら、今回も来年度の当初予算との比較では約420万円、委託料のほうを削減をさせていただいて、そこを職員のほうで対応していこうと、こういうつくりでございますので、そこら辺は御理解を頂きたいと思います。

それから、公民館のほうへ5人送り込んだら、その分を本庁で5人会計年度任用職員を充てればええじゃないかと、こういう御提案ですが、私はそれはちょっと理解できません。それでどういうふうになるのかなと、こういう話なんです、私はそれよりも現状はまず本庁舎の事務事業のところをしっかりと整理をするところがあれば整理をする。それから、議員が言われるような能力の発揮していないところがあるのであれば、しっかりと能力が発揮できるようなスキルをつけてやっていく。その上で、来年、中途になるかも分かりませんが、公民館のほうへ2人目の公民館主事相応の者を増員をさせていただいて、今からの地域づくり、公民館、社会教育の部分と自治振興の部分の熟度を上げていくということになるかと思えます。その延長線上で今回議員のほうで御提案のあったようなことがかなうのであれば、全体的な人員も見ながら対応していくすべがあるかと思えますが、現状においては今提案を頂いたようなことでの対応は非常に難しい問題だということをおし添えておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 何ぼ言うても同じことですから言いませんが、もう少し公民館が住民に近づいていけるように、そして住民が公民館活動を通じて目標の社会教育できるように、そして楽しい地域活動ができるよう公民館活動を活性化させていただいて、地域の活性化が図れればと思っております。

以上をもって質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、6番、大多和議員の質問は終わりました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了しましたので、本日はこれで散会とします。御苦労さまでした。

午後3時10分散会